



ICGN

International Corporate Governance Network
Inspiring good governance & stewardship

GISD Global Investors for Sustainable Development
Alliance 

ICGN - GISD モデル・マンドレート



2022年6月、International Corporate Governance Network (ICGN) と Global Investors for Sustainability and Development Alliance (GISD) によって発行されました。

全著作権を留保。この論文の内容の普及を奨励します。他の出版物に抜粋を複製する場合は、出典を十分に記載してください。

免責事項

この提出物は、特定のメンバー又はオブザーバー組織の見解ではなく、GISDアライアンス自体の見解を反映しています。

個々のGISDアライアンスのメンバー及びオブザーバー機関は、このドキュメントで表現されているものと異なる見解を持っている場合があります。

このモデル・マニフェストで表明された推奨事項、ガイダンス、調査結果、解釈及び結論は、必ずしも国連、その基金及びプログラム、あるいはGISDアライアンス又は国連加盟国に関する他の国連機関の見解を表すものではありません。

いかなる状況においても、国連は、ここに含まれる推奨事項、ガイダンス、及び調査結果への依存、又はそれに関する過失、誤り、脱落、これらに限定されませんが、このモデル・マニフェストの使用に起因すると主張される損失、損害、責任又は費用について責任を負わないものとします。

ICGN及びGISDアライアンスは、これらのページに記載されている見解の結果として行動したり、行動を控えたりした人物によって生じた損失について責任を負いません。特定の状況を徹底的に調査した後、適切な専門家の助言なしにそのような情報に基づいて行動してはなりません。

このモデル・マニフェストは、アセット・オーナーとその運用会社を使用する場合と使用しない場合があるサンプル(標準)条項を提供します。それらは注意深くドラフトされています。ただし、これらの条項は標準条項であり、そのため、高レベルの性質を持っていることに注意してください。これらのドラフトサンプル(標準)条項及びそれらの使用方法に関するアドバイスは、法律上のアドバイスとは見なされません。これらの条項は、適用される管轄区域、適用される強制的な法律及び規制、解釈の違いなど、特定の状況に合わせて交渉及び調整する必要があります。これらはすべて、時により、ケースごとに異なる場合があります。条項は、関連当事者によって実行される投資運用契約(IMA)又は同様の文書に組み込まれると、法的拘束力を持ちます。

出版物データにおける大英図書館のカタログ

ISBN 978-1-907387-28-9

多くの個人や組織がモデル・マンデートの開発に貢献してきました。私たちは彼ら全員の意見と支援に非常に感謝しています。特に、以下に感謝の意を表します。

- モデル・マンデートの開発プロセス全体の調整に関してGISDアライアンスとICGN事務局、及びICGN Webサイトでのバージョンの公開とリソースの作成についてICGN事務局。
- クラウディア・クルスとマグナス・ビリングが議長を務める長期インセンティブに関するGISDワーキンググループ、ICGNポリシーチーム及びICGNグローバル・スチュワードシップ委員会がプロセス全体を通じてアドバイスを提供してくれました。
- クリス・ホッジが利害関係者と協議し、更新されたモデル・マンデートのドラフトを作成し、編集長を務めました。
- グラント&アイゼンホーファー (www.gelaw.com) のグース・ワリングとミカ・ココは、条項草案の作成に貴重な支援をしてくれました。
- PRIのトビー・ベルソン、ディバ・アフォー及びその同僚のアドバイスとモデル・マンデートで参照されているPRIが公開している多くの有用なリソース
- モデル・マンデートの範囲と目的に関する円卓会議に出席し、以前の草案にコメントしたすべてのICGN及びGISDアライアンス・メンバー
- 最終的な出版物をデザインするためのトリオ・オフセット

また、エバ・シュミット、ポール・リー、キース・ジョンソン、リチャード・フラー、ヴァルボルグ・リーからなる2012年のICGNモデル・マンデートを生み出したICGNワーキンググループの作業に感謝します。この更新されたモデル・マンデートの改訂版は、元のドラフトに大きく依存しており、世界中のICGNメンバーと協議して作成されました。

財政的支援を提供してくれたスウェーデン国際開発協力庁と、作業を促進してくれた国連経済社会局に特に感謝します。

謝辞	03
コミットメント	06
第1部: はじめに	07
1.1 属性	07
1.2 モデル・マンデートの目的	07
1.3 モデル・マンデートの構成	08
1.4 モデル・マンデートの利用法	08
第2部: サステナブル開発投資	09
2.1 サステナブル開発投資とは？	09
2.2 投資家は何をなすべきか？	09
第3部: マンデートを交渉する前に	11
3.1 受託者責任と当局規制要件の理解	11
3.2 投資戦略を策定する	11
3.3 戦略的方針の実施と手続き	12
3.4 マンデートの設計と資産運用会社の選定	12
3.5 投資運用契約(IMA)の交渉	13
3.6 マンデートの見直しと資産運用会社の見直し	13
第4部: 整合性	14
4.1 アセット・オーナーの投資方針の適用	14
4.2 ポートフォリオ・デザイン	16
4.3 システミック・リスク	17
4.4 手数料体系と報酬	18

第5部: スチュワードシップ	20
5.1 スチュワードシップ責任の行使	20
5.2 議決権行使と監督	22
5.3 資産運用会社の第三者の監督	24
5.4 株券等貸借取引	24
第6部: 説明責任	26
6.1 文化と能力	26
6.2 リスク管理	27
6.3 利益相反	
6.4 コミッションと取引相手	28
6.5 資産運用会社のクライアントへの報告	29
情報の要約	31
付属書 A: 提案依頼書及びデュー・デリジェンス	32
アセット・オーナーにより提供される情報	32
資産運用会社から求められる情報	33
付属書 B: 資産運用会社のクライアントへの報告	35
付属書 C: 用語集	37

投資家が国連の持続可能な開発目標に貢献し、彼らが責任を負う資産の積極的なステewardシップを行使することにより、長期的に持続可能な価値の創造に貢献すべきであるという国民的及び政治的期待が高まっています。

これを実現するには、アセット・オーナーと資産運用会社の間でインセンティブを調整し、求められている結果についての理解を共有する必要があります。それらの間で合意された任務の条件は、これらの目的を達成するために重要です。

モデル・マンドートの主な目的は、アセット・オーナーに資産の管理と持続可能性の目標が投資運用契約(IMA)と、運用資産を管理するために選択した資産運用会社との契約条件に完全に反映されていることを確認するためのガイダンスを提供し、彼らがそうすることを可能にするための実践的な援助を提供することです。

長期的に持続可能な価値創造を実現するには、アセット・オーナーや資産運用会社だけでなく、彼らに助言を与える人々や投資家が運用する規制の枠組みや基準の設定を担当する組織の行動が必要です。このため、ICGNとGISDアライアンスは、これらの関係者にモデル・マンドートの使用と促進を約束するよう呼びかけています。



ICGN

International Corporate Governance Network
Inspiring good governance & stewardship

1995年に設立されたInternational Corporate Governance Network (ICGN)は、長期的な価値創造を追求し、持続可能な経済、社会、環境に貢献するために、世界中で最高水準のコーポレートガバナンスと投資家のステewardシップを推進しています。約70兆ドルの資産を運用する機関投資家が率いるメンバーは、40か国以上に拠点を置き、企業や市場仲介業者も含まれています。

ICGNの国際的な活動プログラムは、ICGNグローバル・ガバナンス原則とICGNグローバル・ステewardシップ原則に基づいており、どちらもメンバーが議決権行使方針や企業との対話でよく使用されます。私たちの主要な原則は、2012年にICGNによって最初に刊行されたモデル・マンドートなどの他の一連のガイダンスによって補完されています。

ICGNの使命は、次の中核の活動を通じて推進されます。

- ・ **影響を与える:** ガバナンスとステewardシップのための投資家が主導するグローバルな基準としてICGN原則を推進し、公的な政策と専門的な実務慣行に影響を与えます。
- ・ **つなぐ:** ネットワーキング、知識共有、協働のための比類のない機会を備えた高品質でグローバルなイベントとウェビナーを提供します。
- ・ **知らせる:** 情報と教育を通じて、ガバナンスとステewardシップの実践における専門性を強化します。

www.icgn.org

ICGNとGISD アライアンス は次の事を奨励します:

- ・ **アセット・オーナー**は、資産運用会社との委任交渉の基礎としてモデル・マンドートを使用し、資産運用会社との契約で使用された範囲を自身の顧客及び受益者に開示します。
- ・ **資産運用会社**は、モデル・マンドートに照らして自らの標準契約条件を見直しクライアントへ報告し、クライアントからの要求がある場合にはモデル・マンドートの条項案を喜んで使用します。
- ・ **投資コンサルタント**及びその他のアドバイザーは、クライアントの間でモデル・マンドートの認識を高め、提供する助言にそれを反映させます。
- ・ **関連する規制当局**、基準設定者及び投資家団体は、モデル・マンドートを承認し、モデル・マンドートを夫々の市場で使用するに際し、どのように採用又は適合させることができるかを検討します。

GISD Global Investors for Sustainable Development
Alliance

持続可能な開発のためのグローバル投資家(GISD)アライアンスは、持続可能な開発目標(SDGs)を達成するために不可欠な金融と投資の拡大を促進するために、国連事務局長によって招集されたグローバルなビジネスリーダーのグループです。

GISDアライアンスは、2030年に向けた持続可能な開発のためのアジェンダへの支持を再確認します。これは、持続可能で包摂的かつ持続可能な経済発展に支えられた、人々と地球の豊かな未来へのビジョンを示しています。GISDのメンバーは、次のようなさまざまな方法でこれを実施します。

1. 財務報告を強化して、環境及び社会の外部性を内部化し、持続可能なビジネス慣行を促進する効果的な対策を確立します。
2. すべての利害関係者の利益を考慮したビジネス及び投資決定のための長期的アプローチに向けてインセンティブを変革します。
3. 投資を最も必要としているセクターや国に投資を向けるために、対象を絞った商品やプラットフォームを紹介します。
4. 多国間及び地域の開発銀行とその株式を保有する政府に対し、特に開発途上国において、SDGsのために追加の民間資本を動員するための私たちの取り組みを支援するよう呼びかけます。

www.gisdalliance.org

1.1 : 属性

モデル・マンドートは、もともと**国際コーポレートガバナンス・ネットワーク(ICGN)**によって2012年に発行されました。約70兆ドルの資産を運用する投資家が主導する ICGNは、長期的な価値創造を追求し、健全で持続可能な経済、社会、環境に貢献するために、世界中で最高水準のコーポレートガバナンスと投資家のスチュワードシップを推進しています。

モデル・マンドートは、アセット・オーナーが委託した資産運用会社に期待する事項を表現し、それらの期待をマンドートとIMAに反映するために導入されました。特に焦点を当てたのは、財務実績などのマンドートでカバーされる他の問題ではなく、投資アプローチ、スチュワードシップ、ESG及びクライアントに対するマネージャーの説明責任に関連するマンドートとIMAの部分でした。

アセット・オーナーと資産運用会社が活動する環境、及びそれらに課せられる期待と義務は、それ以来、大きく変化しました。資産クラス間及び資産クラス内の両方で資本配分に大きな変化があり、持続可能で責任ある投資に配分される資産の価値が指数関数的に増加しています。

並行して、投資家のスチュワードとしての責任は、彼ら自身の顧客や受益者の利益だけでなく、社会や地球自体の将来にもますます重点が置かれています。**責任投資原則(PRI)**や**ICGNグローバル・スチュワードシップ原則**などのガイダンスに加えて、国内のスチュワードシップ・コードや投資家に義務付けられている公開報告要件がますます一般的になっています。現在、投資家は、社会的、環境的、及びその他の非財務的要因をどのように評価し、彼らの投資をどのように監視しているかを説明する必要性により重点が置かれています。

投資家は、**国連の持続可能な開発目標(SDGs)**への取り組みなどを通じて、長期的な持続可能な価値の創造に貢献すべきであるという公的、また政治的期待も高まっています。これを認識して、**持続可能な開発のためのグローバル投資家(GISD)アライアンス**が2019年に設立されました。GISDアライアンスのメンバーは、世界のすべての地域にまたがる主要な金融機関や企業の30人のリーダーで構成され、その使命は持続可能な開発投資(SDI)-1つ以上のSDGsに積極的に貢献することを明確に意図した投資を奨励することです。

これを実現するには、アセット・オーナーと資産運用会社の間でインセンティブを調整し、求められている結果についての理解を共有する必要があります。それらの間で合意されたマンドートの条件は、両方の目的を達成するために重要です。これは、ICGNとGISDアライアンスが共同で開発したモデル・マンドートのこの更新版に反映されています。

マンドートの性質がどうであれ、アセット・オーナーは、持続可能性とスチュワードシップに関する彼らの期待が、資産運用会社とのIMA、サイドレター及びその他の法的契約に反映されていることを確認する必要があります。持続可能な、又は責任投資ファンドに投資する場合でも、資産運用会社は持続可能性の要素に対処したり、スチュワードシップを実施したりするにあたり、非常に異なるアプローチをとることができるため、これが当てはまるのは当然のこととは言えません。

1.2 : モデル・マンドートの目的

改訂されたモデル・マンドートは、すべてのアセット・オーナーと資産運用会社、及びそれらに助言し、それらが運用される規制と報告のフレームワークを設定する人々に向けられています。アセット・オーナーの投資戦略に関係なく、すべてのマンドートに関連することを目的としていますが、SDIの目的をマンドートとIMAに反映するため、またより一般的に適用可能なガイダンスとして、その方法に関する具体的なアドバイスが含まれています。

モデル・マンドートの主な目的は、アセット・オーナーに資産運用会社の投資戦略と顧客及び受益者に対する受託者責任が資産運用会社とのIMA条件に適切に反映されるためのガイダンスを提供し、彼らの目的と利益が満たされるように監視できるようにすることです。

モデル・マンドートは、マンドートが対処すべきスチュワードシップと持続可能性に関連するさまざまな問題を体系的に処理し、SDIへの具体的な言及を含む契約条項草案を提供することによってこれを行います。これによって、アセット・オーナーは、投資アプローチが彼ら自身と彼らの受益者の期待を最もよく満たす資産運用会社を特定するのに助けることができる入札とデュー・デリジェンスのプロセスを通じて、入手しようにすべき情報を判別できます。

モデル・マンドートは、アセット・オーナーがマンドートの存続期間を通じて取得することを目指すべき情報も特定します。一部のスチュワードシップ機能が資産運用会社に委任されている場合でも、アセット・オーナーは投資の管理方法について受託者責任を有するため、アセット・オーナーが継続的な監視を行うことが重要です。

モデル・マンドートは、持続可能性とスチュワードシップに関連する問題をマンドートに組み込む方法を既存及び潜在的なクライアントと話し合うための共通のフレームワークを提供する可能性があるため、資産運用会社の手引きとして役立つ場合があります。資産運用会社は、ドラフト条項を独自の標準契約条件に組み込むか、それらを要求するクライアントのオプションとして提供することをお勧めします。

このような共通のフレームワークの利点は、広く採用されるほど、大幅に増加します。そのため、ガイダンスは、さまざまな資産クラス及び市場で使用されるように設計されています。比較的高いレベルで契約でカバーされるべきスチュワードシップと持続可能性の問題に対処することにより、このフレームワークは、各地域の条件に沿って機能するように適合又は構築することができます。

したがって、モデル・マンドートは、アセット・オーナーや資産運用会社のアドバイザーや投資コンサルタントなどにとって、そして基準設定者、規制当局、業界団体などのインベストメント・チェーンを通じて長期的に持続可能な価値の創造を促進することを目指す組織にもまた興味深いものになる可能性があります。モデル・マンドートの使用を承認及び奨励することにより、彼らはその共通のフレームワークの提供に貢献することができます。

1.3 : モデル・マンデートの 構成

モデル・マンデートのこの改訂版と以前の版との主な変更点の1つは、今回の改訂版が投資の考慮事項としての持続可能性の重要性とSDIへのコミットメントの奨励に重点を置いていることです。

第2部では、SDIの意味と、投資家がSDIをどのように実行できるかについて簡単に説明します。続いて第3部では、アセット・オーナーが資産運用会社とIMAを交渉する前に考慮すべき問題を特定します。たとえば、資産運用会社の受託者責任、求めている投資成果、及びそれらを達成するための戦略と詳細なポリシーについて明確にします。これらの考慮事項は、運用会社を選択するときに重要であり、アセット・オーナーのニーズを満たすために必要なポリシーと能力を備えていることを確認します。第3部を補足する付属書Aにより、アセット・オーナーが提案依頼書(RFP)及びデュー・デリジェンス質問状に含めることを希望する可能性のある事項を特定します。

パート4～6は、マンデートとIMAで対処する必要のある持続可能性とステewardシップに関連する特定の問題をカバーしています。それらは、各問題に関連するさまざまな考慮事項を説明し、アセット・オーナー及び資産運用会社がIMAの関連部分の文言の基礎として使用する可能性のある一般的な契約条項草案を提供します。

パート4～6全体を通して、アセット・オーナーがマンデート及びIMAで直接使用する、又はIMAに付属するポリシーで使用することを検討できるSDI関連の表現の例があります。アセット・オーナーの目的と優先順位は変更される可能性があるため、多くの人は後者のオプションを好みます。提供されている条項案は、確定的なリスト又は包括的なリストではありません。目的はアセット・オーナーが、どのアプローチが投資アプローチとSDIの目的に最も適しているかを考える助けとなることです。

これらのセクションは、**ICGNグローバル・ステewardシップ原則**に基づいて、3つの大きなテーマに分かれています。

- 第4部:調整-たとえば、アセット・オーナーの投資原則と優先順位をマンデートに組み込むこと、及び持続可能性とその他の長期的要因を統合することを含みます。
- 第5部:ステewardシップ-たとえば、資産運用会社が実施する監視と対話、及び議決権の行使が含まれます。
- 第6部:説明責任-たとえば、資産運用会社自身のガバナンスの取り決め、利益相反の管理方法、監督目的で運用会社からクライアントへ提供される情報などが含まれます。この最後の問題は特に重要であるため、詳細については付属書Bを参照してください。

モデル・マンデートは広く適用可能であり、したがって、それがカバーする個々の問題のいずれについても断定的なガイダンスは提供していません。関連する論文とイニシアチブは、さらに読むためにこのドキュメント全体でハイパーリンクされています。これらの問題に関するより詳細な情報とガイダンスへのリンクは、ICGN websiteにあります。

1.4 : モデル・マンデートの利用法

モデル・マンデートは、幅広い投資アプローチと資産クラスに適用できることを目的としており、受託者責任と法的義務が異なる可能性のあるアセット・オーナーと資産運用会社が採用することができます。

すべての内容がすべてのマンデートに関連するわけではありません。これは、一般的な契約条項案、SDI関連の条項案、及び付属書で特定されている情報に特に当てはまります。モデル・マンデートを使用するアセット・オーナー及び資産運用会社は、ガイダンスを自分の状況にどのように適用するかを検討する必要があります。

アセット・オーナーと運用会社が事業を行う市場によっては、たとえばアセット・オーナーの受託者責任に関連する地域の規制やその他の要件があり、モデル・マンデートをどのように適用するか評価する際にも考慮する必要があります。アセット・オーナーのカテゴリーが異なれば受託者責任も異なり、資産運用会社の義務と法的義務も異なる場合があります。

アセット・オーナーにとってのもう1つの考慮すべき事項は、IMAに含まれるべきそのままの条件を交渉できるかどうかです。これは、共同所有のプールされたファンドよりも、彼らが唯一の所有者である分離されたマンデートの場合に当てはまる可能性が高くなります。

資産運用会社は通常、投資商品の標準的な契約条件を持っており、多くの人がこれらの条件をある程度変更したり、付属文書やサイドレターの追加の条件に同意したりすることを厭いませんが、特に合同運用ファンドに投資している場合は必ずしもそうとは限りません。

このような状況では、アセット・オーナーは、資産運用会社が提供する

条件が委託を行う前にモデル・マンデートの条件と互換性があるかどうかを評価することをお勧めします。また、既存のマンデートを更新するか、延長するかを検討するときにも同じ評価を行うことができます。

2.1: サステナブル開発投資とは？

持続可能な開発投資 (SDI)にはさまざまな定義があります。このガイドでは、GISDアライアンスによって開発された定義を使用して、国連の持続可能な開発目標 (SDGs)の達成をサポートしています。

SDGsは、すべての人にとってより良い、より持続可能な未来を達成するための青写真を提供します。それらは、貧困、不平等、気候変動、環境悪化、平和と正義を含む私たちが直面する世界的な課題に対処します。これらの課題は、私たちの経済システムとそれに依存するすべての人々にリスクをもたらします。



SDGsを達成するために、これら目的のそれぞれにコミットされる資本と資金調達レベルを上げる差し迫った必要性があります。リソースのより多くの割合をSDIに割り当て、それらの投資の積極的なステュワードになることで、アセット・オーナーと運用会社は重要な貢献をすることができます。

持続可能な開発投資 (SDI)とは、持続可能な開発目標 (SDGs)を測定的基础として使用し、持続可能な開発に積極的に貢献する方法で資本を投入することを指します。

貢献は、製品、サービス及び/又は運用を通じて、あるいは資産クラスを跨ぎ、複数のセクター又はテーマに資金提供されたプロジェクトを通じて行うことができます。

投資のプラスの貢献は、この投資の存続期間中の同じ投資からのマイナスの影響によって上回るべきではありません。投資家は、投資する企業、セクター、プロジェクトの持続可能性を高めるための取り組みや、開発途上国への投資の拡大などのアクティブな所有を通じて積極的に貢献を強化できます。

GISD アライアンス 定義

多くの投資家はすでに程度の差はあれ、さまざまな理由から持続可能性の要素を投資の意思決定とステュワードシップに統合しています。彼らは長期的なシステミック・リスクと機会が長期的に投資の見返りを達成する能力を決定することを認識し、倫理的な懸念を有し、又はクライアントや規制当局の圧力に対応しています。

これは重要な事ですが、SDIはさらに進んでいます。投資家は、意図的に投資を持続可能性の目標を達成するためにターゲットにし、市場や投資先企業の行動に影響を与えるよう行動する必要があります。投資機関は、SDGsを潜在的な企業固有の環境的及び社会的リスク評価を一連の基準として使用することもできます。SDIの視点は、投資家が環境及び社会の課題を解決又は対処する可能性のある新しいテクノロジー、製品及びサービスを特定するのにも役立ちます。

SDGsで特定されたような問題に対処できないと、社会や経済に深刻な結果をもたらすことを認識して、一部の投資家はすでにこの道を始めています。ますます多くの機関投資家、特に投資期間が長い機関投資家は、これらの懸念に対処することは、持続可能な投資収益の創出とその受託者責任と完全に両立すると考えています。

現在の立場に関係なく、すべての投資家は、国、地域、及び国際的な規制の増加と、そうするように動機付け又は要求するように設計された公共政策の介入に対応して、迅速な行動を取る必要があります。

2.2 : 投資家は何をなすべきか？

私たちは、すべての投資家が3段階のプロセスを実行して、SDGsをサポートし、受益者とクライアントに前向きな結果を達成するために投資をどのように活用できるか判断することをお勧めします。アセット・オーナーの場合、これらの手順はガイドスの第3部でより詳細に説明されています。

ステップ 1: 調査

アセット・オーナー:

- 受託者責任がSDIを許可、又は要求する範囲を理解していることを確認してください。
- 何に投資し、どこに投資し、どのように報告するよう期待されているかに影響する可能性のある現在及び差し迫った当局規制要件をよく理解してください。
- クライアント、受益者及びその他の利害関係者の期待と優先事項を理解するために彼らと対話してください。

資産運用会社:

- 現在のポートフォリオと投資商品が持続可能性の目標にどの程度対応しているかを評価してください。

ステップ 2: 検討

アセット・オーナー:

- 投資の目的、戦略、及びこれを支えるポリシーを確認して、優先的な持続可能性の考慮事項がポートフォリオ全体に反映されていることを確認してください。
- SDIに割り当てられる資産の割合の目標を設定することを検討してください。
- SDIを割り当てるときに優先したいSDGsを特定してください。
- マンドートのSDI要素がどのように管理されているかを監視できるようにする能力とプロセスを開発してください。

資産運用会社:

- ポートフォリオ全体でSDIの結果を提供できるように、資産配分、投資の意思決定及びスチュワードシップのポリシーとプロセスを確認してください。
- SDIに割り当てられるシェアを増やす為に、ポートフォリオと投資商品のバランスの調整を検討してください。
- SDIの結果を適切に反映する為に、標準契約条件を見直してください。

ステップ 3: 実行

アセット・オーナー:

- SDIの目的と目標を分離型マンドートに組み込みます。
- 合同運用ファンドにマンドートを付与する際に、SDI選択基準を組み込みます。
- 既存のマンドートを見直し、又は更新するときは、SDIが検討事項になっていることを確認してください。
- 目的と目標が達成されていることを確認するために定期的な監視を実施します。

資産運用会社:

- 新しいSDIに焦点を当てたファンドの導入を検討してください。
- 資産配分とモニタリングと対話に充てられるリソースの観点から、既存のファンドのSDIコンテンツを増やすことを検討してください。

投資ポートフォリオとマンドートにおけるサステナビリティの組み込み

以下のレベルは、持続可能性を投資マンドートに反映できるさまざまな方法を示しています。これは、従う必要のあるシーケンスを表すものではなく、相互に排他的であると説明するさまざまなアプローチでもありません。レベル1〜3で説明されているアプローチはレベル4の目的を達成するのに役立ちます。投資ポートフォリオと個々のマンドートには、これらのアプローチの複数の要素が含まれる場合があります。

レベル 1: ネガティブ・スクリーニング

業界の同業他社と比較して持続可能性のパフォーマンスが低い為、又はそれらの資産や企業がSDGsに対して提供するであろうマイナスの影響に基づいて、特定のセクター、企業又はプロジェクトを除外します。

レベル 2: ポジティブ・スクリーニング

業界の同業他社と比較して、又はそれらの資産や企業がSDGsに対して提供する可能性のある積極的な貢献に基づいて、持続可能性のプラスのパフォーマンスのために選択されたセクター、企業、又はプロジェクトへの投資を含めるか、ウェイトを高めます。

レベル 3: 全面的なインテグレーション

リスクを管理し、リターンを改善するための長期戦略として、持続可能性要因の評価を、スチュワードシップ活動を含む投資の意思決定及びポートフォリオ管理プロセスのすべての側面に組み込みます。

レベル 4: サステナブル開発投資

SDGsの1つ以上の達成を支援すると同時に、経済的利益を実現するという明確な目的を持って、企業、セクター、市場、又はプロジェクトをターゲットにします。

3.1 : 受託者責任と当局規制要件の理解

受託者責任は投資家のスチュワードシップの中核です。受託者責任は、受益者の現在及び将来の利益を保護するために存在し、スチュワードシップの方針及び実務策定の基礎です。アセット・オーナーは、受託者責任を果たし、それと両立できる投資戦略とスチュワードシップ実務を採用することが重要です。

アセット・オーナーは、特に満期の異なる長期負債をカバーする資産を管理する場合、異なる受益者グループ間で潜在的に競合する利益のバランスを取る必要となる可能性があります。その性質上、年金基金や保険会社などの特定のアセット・オーナーは、投資に対して長期的なアプローチをとる可能性が高くなります。

長期負債を抱える投資家受託者の主な責務は、例えば、将来の収益に影響を与える可能性があるリスクを最小限に抑えながら、SDGsから生じる投資機会を見つけるなど、投資実務を長期的で持続可能な価値の創造と整合させることです。これには、重要な持続可能性とESGリスクを含める必要があります。

ICGNの投資家の受託者責任に関するガイダンス(2018)は、受託者責任が投資家のガバナンス、システム・リスク、インベストメント・チェーンを通じた受託者責任などのさまざまな要因にどのように関連するかについて、投資家に一般的なガイダンスを提供しています。

アセット・オーナーは、資産運用会社を雇うだけでは最終受益者に対する受託者責任を果たすことはできません。彼らは投資業務を資産運用会社に委任するかもしれませんが、受託者責任自体は委任できない中核的なスチュワードシップの概念です。したがって、アセット・オーナーは、マンデートの設計と監視を含め、アセット・オーナーの受託者責任と一致する方法で運用会社が行動することを保証するための措置を講じることが不可欠です。

アセット・オーナーと運用会社は、基本的な義務に加えて、資産の投資方法や顧客や受益者への公の報告方法に影響を与える法律や規則、基準、スチュワードシップ・コードに定められた要件の対象となっています。例えば、最近の規制の傾向の1つは、「ダブル・マテリアリティ」の概念の導入です。これにより、企業は、企業の活動による外部の環境的及び社会的影響と、企業の財務実績に対する内部的な影響を検討及び報告することが期待されています。

受託者責任と当局規制要件は、アセット・オーナーのカテゴリーにより、また市場により異なり、複数の市場に投資する投資家は、必ずしも完全に互換性があるとは限らない一連の現地の規制要件の対象となる可能性があります。

影響の法的枠組み: 投資家の意思決定における持続可能性の影響、PRI、UNEP FI、及びジェネレーション財団による2021年のレポートは、投資家が13の異なる管轄地域にて、投資家が要求され、又は許容される持続可能性への影響についての包括的な法的分析を提供します。

アセット・オーナーは、投資を行う際にアセット・オーナー(及びその資産運用会社)が負う可能性のあるさまざまな義務を明確に理解していることが重要です。これらの要件に変更があったかどうかを定期的に(たとえば、年に1回)確認することをお勧めします。

3.2 : 投資戦略を策定する

投資戦略では、アセット・オーナーの投資理念、望まれる結果、そして広い意味でどのように達成されるかを設定する必要があります。戦略はその後、行われる投資とそれらがどのように監督されるかを決定するので、多くの観点でこれはプロセスの最も重要な段階です。

アセット・オーナーは、戦略と理念を策定する際に、次のことを考慮に入れる必要があります。受託者責任と関連する規制義務、クライアント又は受益者のニーズ、それらの負債がカバーする期間、ポートフォリオの価値に影響を与える可能性のあるさまざまな要素、そして利用可能なリソースと能力であります。

したがって、投資の信念と戦略を開発するプロセスは堅固でなければなりません。考慮すべき1つの良い実務は、何らかの形でクライアント、受益者、及びその他の主要な利害関係者との協議です。それにより、戦略が完成する前に彼らの視点を理解できるようにします。優先事項や外部要因は変化する可能性があるため、定期的に投資戦略を見直すことをお勧めします。

プロセスのこの段階で、投資家が達成しようとしている包括的な持続可能性の結果について、たとえば優先するSDGs又は持続可能性のテーマを特定することについて決定を下す必要があります。アセット・オーナーの場合、これには、たとえば、SDGs又は特定のSDGsへの投資に割り当てられる資産の割合の目標を設定することや、ポートフォリオが正味のプラスの影響を与えることを確保することが含まれる場合があります。資産運用会社の場合、これには、たとえば、SDGsに対応するように特別に設計された金融商品やサービスの開発やスチュワードシップ活動が含まれる場合があります。

典型的な投資戦略の内容:

- 投資理念
- 運用資産の期待収益
- 時間軸
- 重要なサステナビリティの考慮
- 保有すべき投資の種類
- 異なる投資種別間のバランス
- 投資、キャッシュフロー、流動性の実現
- リスク許容度、規模、管理
- 投資の制約と債務の規模、期間に関連する制約
- 議決権行使と対話に関する期待

3.3 : 戦略的方針の実施と手続き

アセット・オーナーは通常、戦略の原則が個々の投資決定にどのように情報を提供するか、及び投資をどのように管理及び監督するかを定めた1つ又は複数の投資方針を持っています。これらは、例えば、資産配分、投資パラメーター、ベンチマークとカウンター・パーティの使用及びその他の事項に言及することがよくあります。これらには、少なくとも一般的に持続可能性とスチュワードシップへのアプローチを規定する必要があります。

一部のアセット・オーナーは、このモデル・マンドートで扱われる持続可能性とスチュワードシップの問題に関する詳細な期待事項も含めます。他の者は、ポートフォリオ全体又は個々のマンドートのいずれかについて、個別の責任投資及び/又はスチュワードシップの方針とガイドラインの中でそれらに対処することを好みます。これらは通常、どの投資を選択するかを根拠だけでなく、アセット・オーナー又はその運用会社が活動を委任されている投資に対してどのようにスチュワードシップを行使するかについても言及します

より好ましい方法というものはありません。重要なことは、これらの問題に関するアセット・オーナーの方針は、現在及び将来の資産運用会社及びアセット・オーナーのクライアントと受益者に共有できるように、書面で明確に設定する必要があるということです。

典型的な責任投資方針又はガイドライン

[これらの事項が全体的な投資方針で扱われていない場合]

- ・ 投資の目的と原則
- ・ 持続可能性要因とシステムック・リスクが投資の意思決定においてどのように統合されているか
- ・ 持続可能性の優先順位とポートフォリオに対するそれらの重要性-たとえば、特定のSDGsに関連して
- ・ 除外及び売却(ある場合)
- ・ 外部の資産運用会社に何が委任され、どのように監督されるか
- ・ 投資の監督と対話-方法、選択基準、及び優先順位の問題
- ・ 議決権の行使-経営陣と株主の提案議案をカバー
- ・ 貸株の方針
- ・ 協働的対話と業界イニシアチブへの参加
- ・ アセット・オーナーが対外的に、及びクライアントに報告する方法

3.4: マンドートの設計と資産運用会社の選定

個々のマンドートごとに、アセット・オーナーは、要件に適合し、投資決定が行われる方法及び資産運用会社がアセット・オーナーに代わってスチュワードシップを行使する方法に対する期待を明確に説明する詳細な仕様を作成する必要があります。選定プロセス中で、資産運用会社がこれらの要件を満たすことができるかどうかを評価するために必要な情報を確実に取得する必要があります。

一部のアセット・オーナーは、個々のマンドートに合わせた仕様に加えて、特定のタイプの全てのマンドートに適用される資産運用会社の評価プロセスを開発しました。たとえば、運用会社がSDI又はインパクト投資の為に適合すべき持続可能性に関する最小限の基準を設定します。

PRIの投資マネージャー選択ガイドは、選択プロセスの3つの段階(ロング・リスト、ショート・リスト、及び詳細なデュー・デリジェンス)に関するより詳細なガイダンスを提供します。

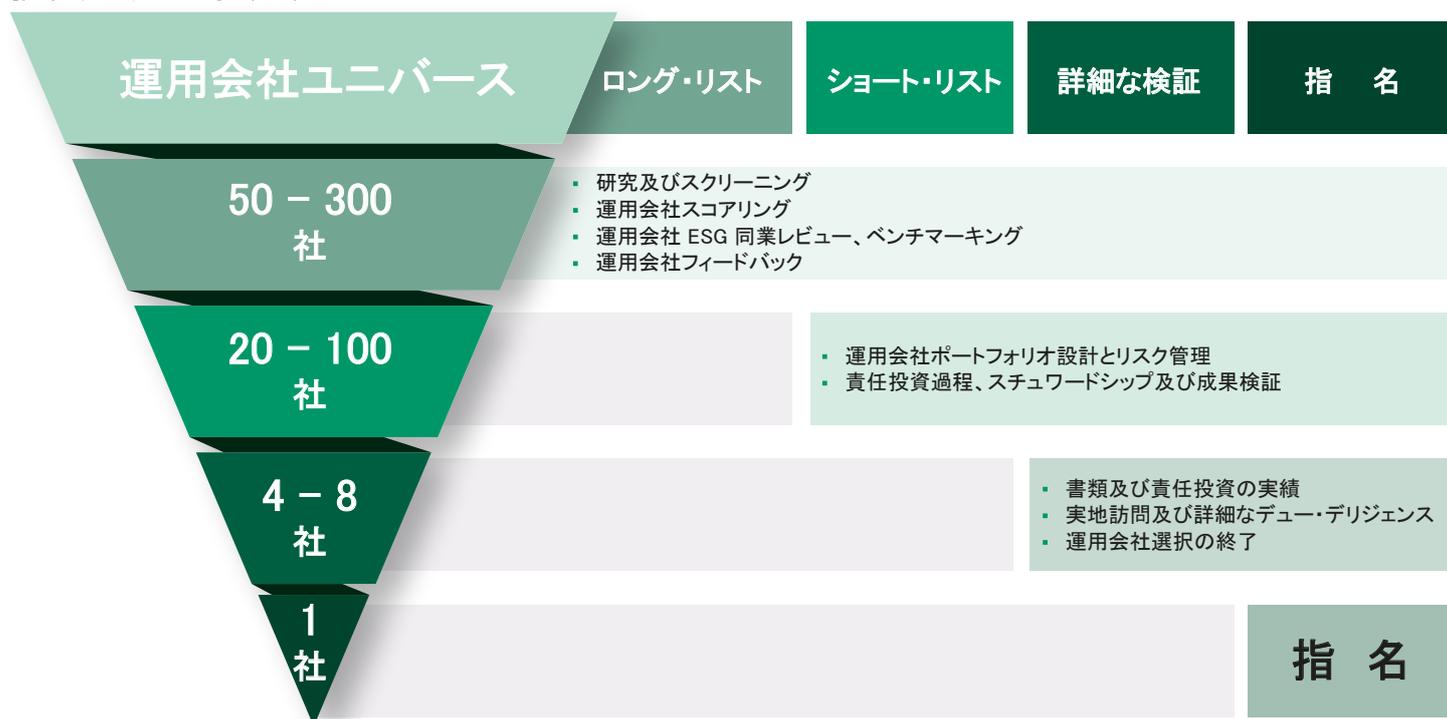
資産運用会社をマンドートにうまく一致させるための鍵は、提案依頼書(RFP)とそれに伴うデュー・デリジェンスのプロセスです。すべてのRFPにはいくつかの共通の要素がありますが、内容は、資産クラス、投資期間、持続可能性の考慮事項に与えられるウエイトなどの要素を考慮して、特定のマンドートに合わせて調整する必要があります。

- ・ 付属書Aには、アセット・オーナーが仕様に含め、デュー・デリジェンスのプロセス中に資産運用会社に求めることを検討する必要がある持続可能性とスチュワードシップに関連する情報の例が含まれています。

PRIは、さまざまな資産クラスとスチュワードシップの事項をカバーする一連のより詳細なESGデュー・デリジェンス質問状を公開しています。

アセット・オーナーはまた、潜在的な資産運用会社に運用会社の適性の評価の一環として、このモデル・マンドートの契約条件例と比較するための標準条件を依頼すべきです。これは、合同運用ファンドに投資する場合や、異なる条件又は追加の条件を交渉する能力が制限される可能性があるその他の状況で役立つ場合があります。

投資運用会社選定プロセス



出所: 運用会社選択ガイド、PRI

3.5 : 投資運用契約 (IMA) の交渉

アセット・オーナーは、IMAの正確な条件を交渉する能力について明確かつ現実的である必要があります。資産運用会社は通常、投資商品の標準的な契約条件を持っており、多くの者はこれらの条件をある程度変更したり、付属書やサイドレターの追加の条件に同意したりすることをいとわないが、これが常に当てはまるとは限りません(たとえば、合同運用ファンドの場合)。さらに、一部の法域では、資産運用会社が標準の委任条件の変更を交渉する能力に法令上の制約がある場合があります。

アセット・オーナーはまた、必要な持続可能性及びスチュワードシップサービスが標準条件の一部であり、したがってマンドートを管理するための手数料でカバーされているかどうか、又は資産運用会社がそのようなサービスに追加料金を必要とするオプションと見なすかどうかを判断する必要があります。この情報は、RFPプロセス中で検索する必要があります。

この交渉は、資産運用会社から報告される情報の詳細を定義する機会でもあります。報告の要件には、報告の頻度、持続可能性の属性とポートフォリオへの影響に関する報告、及びスチュワードシップ活動の更新に関連する条件が含まれる場合があります。マンドート内で報告条件を定義することは、資産運用会社のパフォーマンスの定期的なレビューに役立ちます。

- モデル・マンドートの第4部から第6部は、IMAのさまざまな持続可能性とスチュワードシップのコンポーネントを詳細に扱っています。

3.6 : マンドートと資産運用会社の実績の見直し

スチュワードシップと持続可能性の問題の考慮は、資産運用会社の選択、指名、監督及び評価のプロセスに統合する必要があります。これは、新しいマンドートの授与と同様に、既存のマンドートにも当てはまります。これらの問題は、資産運用会社との契約の延長又は更新の可能性を評価する際に評価する必要があります。さらに、マンドートが付与されて以降、アセット・オーナー自身の持続可能性の目標と方針が更新されている場合は、この段階でマンドートを調整する余地があるか、正式なガイドライン又は期待事項を発行するかどうか運用会社と話し合いを検討することを希望する可能性があります。

- 第6部と付属書Bは、運用会社のパフォーマンスの監督に関する詳細なガイダンスを提供します。

アセット・オーナーは、必要な監督を行うための内部に余力があるかどうかを確認する必要があります。アセット・オーナーがコンサルタント又はアドバイザーを雇う場合は、これらのコンサルタントとの目的及びサービスレベル契約を確認して、資産運用会社に持続可能性とスチュワードシップの問題について説明責任を負わせるべく支援することを確認する必要があります。

ICGN グローバル・スチュワードシップ原則 (2020)



投資家は、企業の長期的な業績と持続的な成功の促進に努め、重要な環境・社会・ガバナンスの要素を投資判断とスチュワードシップ活動に統合すべきである(原則6)

投資家は、責任ある投資の実践の範囲を特定するスチュワードシップ方針を策定・実施する事にコミットすべきである。(原則2)

4.1: アセット・オーナーの投資方針の適用

アセット・オーナーは、資産運用会社との間で、投資プロセスにおける長期的な価値の創造と持続可能性の検討に対するコミットメントに合意する必要があります。アセット・オーナーの投資戦略と方針を反映しています。アセット・オーナーは、運用会社がこれがどのように投資アプローチと意思決定に反映されているかを説明できることを期待すべきであります

ほとんどのマニフェストにおいて、アセット・オーナーのニーズと期待がIMAに明確に示されていることを保証する責任は、アセット・オーナーにあります。場合によっては、これは、資産運用会社から第三者により作成され認知された基準へのコミットメントの声明の形である事もあります。これは、たとえば合同運用ファンドに投資する場合に最も可能性の高いアプローチです。責任投資原則など、投資全体に一般的に適用される基準に加えて、特定の資産クラスに固有の基準があります。

- 付属書Aは、認知されている基準の例を示します。

ただし、多くの場合、特に分離されたマニフェストでは、アセット・オーナーは、投資決定が行われるときに独自の投資戦略、目標及び方針が適用され、資産運用会社が投資を監督する方法を通知することを確認したい場合があります。

いずれの場合でも、期待される基準又は原則は、それらがIMAに組み込まれるか、添付されるか、又は両方の当事者によって合意されたサイドレターに含まれる場合、実行される可能性が高くなります。それらがどう書かれるにせよ、これは、何らかの形で方針を遵守することを求めるか、資産運用会社に投資を繰り越す際に方針を考慮することを要求することによって行われる可能性があります。

アセット・オーナーが独自の責任投資方針又は投資ガイドラインを持っている場合、これらをIMAに添付して参照することをお勧めします。一部のアセット・オーナーは、個々のマニフェストに対してより具体的な投資及び/又はスチュワードシップの目標を設定することもでき、これらも契約に添付する必要があります。

たとえば、アセット・オーナーが持続可能な開発やインパクト投資専用のファンドに投資している場合、ファンドの目論見書と資産管理者の標準的な条件で十分な場合があります。それでも、アセット・オーナーは特定のテーマや優先事項-たとえば、どのSDGsを推進したいかについて-契約に組み込むか、契約に添付することを望むかもしれません。

- セクション4.2は、ポートフォリオ設計に追加の条件を組み込むためのガイダンスを提供します。
- 第5部は、アセット・オーナーが資産運用会社にスチュワードシップの責任を行使することを希望する方法に関するガイドラインの作成に関するガイダンスを提供します。

適用することに同意した一連のポリシー又はガイドラインが何であれ、アセット・オーナーは、運用会社はその契約を順守していることを証明できることを期待する必要があります。これは主に、資産運用会社からアセット・オーナーへの書面による報告を通じて行うことができ、その内容と頻度は、契約の交渉時に合意する必要があります。

- セクション6.5及び付属書Bは、資産運用会社からクライアントへの報告に関するガイダンスを提供します。

さらに、アセット・オーナーは、契約により適切に上級レベルでの定期的な対面の意見交換が確実に提供されることを望むかもしれませんが、話し合いの頻度は合意の問題ですが、少なくとも年に1、2回は話し合うことが良好な慣行です。

一般契約条項草案

コンプライアンス: 資産運用会社がクライアントと合意した投資原則を遵守することを約束することを保証します。

1条: コミットメント

代替案1[運用会社がクライアントの投資方針を適用する場合]:

運用会社は、クライアントの[責任投資方針-又は標準方針に使用される他の名前] [及び/又は別個の書面によるガイドライン]に従って本契約に基づく職務を遂行するものとします。これは随時修正される可能性があり、スケジュールA[及び必要に応じて他のスケジュール]に添付されているものが最新版です。。

運用会社は、ICGNグローバル・スチュワードシップ原則[および付属書Bで指定されているその他の関連する基準と業界のベストプラクティス]に従ってポートフォリオを管理します。

代替案2[運用会社が独自のポリシーを適用する場合]:

運用会社は、スケジュールAに添付されている運用会社の責任投資方針に従って本契約に基づく職務を遂行するものとします。[運用会社は、責任投資方針又は、クライアントの事前の書面による承認なしに実行される方法を修正しないものとします。]

運用会社は、ICGNグローバル・スチュワードシップ原則[及び付属書Bで指定されているその他の関連する基準と業界のベストプラクティス]に従ってポートフォリオを管理します。

[付属書A-クライアント[又は運用会社]の責任投資方針又は投資ガイドライン]

[付属書B-クライアントと運用会社が合意した基準。これは、標準とベストプラクティスに対する運用会社のコミットメントの標準的リスト、又は 必要に応じてクライアントのポリシーを反映した特注リスト]

2条: 利益相反

一般的又は特定の状況にかかわらず、方針又は基準が互いに又は運用会社自身の受託者責任と矛盾すると運用会社が信じる場合、運用会社は、どのポリシー及び基準が適用されるか、又は適用されないかについて、クライアントと誠実に協議します。

一貫性: 資産運用会社自身の評価及び意思決定プロセスが、合意された投資原則と一致していることを確認します。

3条: 基準

運用会社の投資プロセスと個々の決定は、スケジュールAとB [及びICGNグローバル・スチュワードシップ原則]に定められた方針と基準を反映するものとし、運用会社はこの目的のために書面によるガイドラインを設定します。

4条: 注意と勤勉さ

運用会社は、スタッフが上記の第3項に記載されている要件を遵守するために十分な注意と勤勉さを維持することを保証するものとし、プロセスがどのように実施されたかについてクライアントに報告[合意された頻度を挿入]するものとします。

5条: リスク

運用会社は、合意された方針及び基準への実際の、又は認識された不遵守がクライアントにとって重要なリスクであり、深刻な場合、運用会社の債務不履行を引き起こし、運用資産の削減又はクライアントの合意による運用会社への補償なしの契約の早期終了につながる可能性があることを理解しています。

デュー・デリジェンス: 資産運用会社がそのコミットメントをどのように果たしているかクライアントによるデュー・デリジェンスを許可します。

6条: 対話

クライアントと運用会社は、合意されたポリシーと基準の実施に関して有意義な対話を行うものとします。この対話は定期的に行われ、少なくとも[合意された頻度を挿入]され、各当事者の上級代表が参加するものとします。

運用会社は、クライアントが継続的に保証を得ることができるように、クライアントによるスタッフへのアクセスを容易にするものとします。

SDI関連条項の例

例 1: SDIとSDGsの組み込み

本契約に基づく義務を遂行するにあたり、運用会社は、SDIとSDGsが投資アプローチと方針をどのように周知しているかを説明するものとします。声明には、システミックで重要なリスクへの言及を含める必要があり、マテリアリティはダイナミックであり、持続可能性のトピックは時間の経過とともに財務的に重要になる可能性があることを認識してください。

例 2: SDGsのマッピング

運用会社は、その職務を遂行するにあたり、SDGsを付属書Aに定められた基準にマッピングして、現在の投資慣行と評価方法のギャップを特定する取り組みを実施及び開示するものとします。

[付属書 A - クライアントの [又は運用会社の] 責任投資方針又は投資ガイドライン]

4.2: ポートフォリオ・デザイン

アセット・アロケーション

アセット・オーナーは、責任投資方針に定められたものに加えて、投資決定に関連して資産運用会社に追加の指示又はガイドラインを提供したい範囲を検討する必要があります。

たとえば、一部のアセット・オーナーは、特定の業界、製品、サービス、及び/又は活動が他の懸念を引き起こす可能性のある指定企業への投資を除外することを目的としたすべてのマニフェストに適用されるスクリーニング基準又は除外リストを持っている場合があります。いくつかは、個々のマニフェストに、例えば市場や株式の種類に関連して資産運用会社が投資すべきか、持続可能性の目標やベンチマークに関する追加の基準を持っているかもしれません。

多くの場合、そのような投資基準は責任投資方針又は投資ガイドラインに組み込まれます。その場合、セクション4.1の条項草案で十分な場合があります。セクション4.1の条項1の文言は、マニフェストに特有の目的又はガイドラインをカバーするように適合させることもできますが、アセット・オーナーは、他の方法でIMIに組み込まれるか添付されることを確認したい場合があります。

ポートフォリオの回転率

保有資産の回転率は、資産運用会社のプロセスが特定された戦略及びクライアントの利益と完全に一致しているかどうかの重要な指標になります。予想よりも高い回転率は、資産運用会社側の戦略に対する信念の欠如又は市場追従行動の印である可能性があり、どちらも長期的にはアセット・オーナーの最善の利益にはならない可能性があります。逆に、予想外に低い回転率は、リスク管理への不注意又はより受動的な投資アプローチへの漂流を示す可能性があります。

アセット・オーナーは資産運用会社と同様に、この問題に対してさまざまなアプローチを取りますが、提案されたドラフト条項は、クライアントが資産運用会社と予想される回転率の範囲に同意し、実際のポートフォリオの回転率が定期的に開示されるモデルを提案しています。予想範囲外の回転率は、資産運用会社が説明する必要があります。予想される回転率の範囲は、アセット・オーナーと運用会社の相互の期待の変化とさまざまな市況を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性があります。

一般契約条項案

スクリーニング: スクリーニング基準又は除外リストが資産運用会社によって適用されていることを確認します。

7条: 除外

代替案1[資産運用会社が指定された基準に基づいて投資を除外するように指示されている場合]

運用会社は、クライアントの責任投資方針に違反する、又はスケジュールA [又はスクリーニング基準がクライアントの責任投資方針又は投資ガイドラインの一部を形成しない場合はスケジュールC]に記載されている投資の制限に違反する場合には、クライアントに代わって投資を行わないものとします。

これらの制限は、クライアントの裁量で変更される場合があります。その場合、運用会社は、修正されたリストを受け取ってから[X]日後にそのような修正に拘束されるものとします。

代替案2[運用会社が指名された会社に投資しないように指示されている場合]

運用会社は、クライアントから運用会社に随時送信されるリストに含まれる特定の会社又は資産にクライアントに代わって投資を行わないものとします。発効日現在、ポートフォリオから除外される会社及び/又は資産は、付属書A[又は除外リストがクライアントの責任投資方針又は投資ガイドラインの一部を構成しない場合は付属書C]にリストされています。

このリストは、クライアントの裁量で変更される場合があります。その場合、運用会社は、修正されたリストを受け取ってから[X]日後にそのような修正に拘束されるものとします。

クライアントによって提供された除外リストが、運用会社又は運用会社によって参加させられているデータ提供者によって提案された除外と相反する場合、クライアントによって指定された除外が優先するものとします。

[**付属書 C** - 責任投資方針又は投資ガイドラインと別に維持されている場合は、クライアントのスクリーニング基準又は除外リスト]

8条: 期待値

回転率: 適切に期待される回転率の範囲を含み、これに違反した場合に開示と討議が必要とされます。

この投資戦略の期待される年間回転率は[XX%からYY%の範囲、又はYY%未満]と想定されますが、クライアントは特定の客観的な市場環境と必要な投資決定により、これを超えるレベルを受け入れる可能性があります。

運用会社は、ポートフォリオの回転率を[合意された頻度を挿入]ベースで報告し、回転率が[合意された期間にわたって]年間ベースで[合意された範囲外又はYY%を超える]場合に説明を提供するものとします。

運用会社は、[合意された頻度を挿入]に基づいて予想回転率のレベルのレビューを求めることができます。

SDI関連の条項例

これらの例は、契約に含まれる条項として起草されていますが、アセット・オーナーの責任投資方針やガイドライン、又は特定のマニフェストに固有の別個のステートメントにも組み込まれる可能性があります。

一般的な指示

例 1: セクター固有のウェイトづけ

職務を遂行するにあたり、運用会社は、関連する一般的及びセクター固有の重要なSDG関連の主要業績評価指標と結果 [GISDアライアンスによって承認されたものを含む]を特定するものとします。そのような指標と結果は、投資見通しの全体的な評価に情報を提供し、配分を決定するために重要なウェイトを与えられるものとします。運用会社はこのような要因がどのようにポートフォリオの構成とリスクリターンのパフォーマンスに影響を与えているのかを説明するものとします。

例 2: 社会資本

運用会社は、以下の要素の考慮を投資分析、資産配分[及びポートフォリオ対象会社の対話]に組み込むものとします。

- i. 多様性、平等、包摂性-多様性、平等、包摂性を人的資本管理の一部として検討します。これには、会社の方針と手続き、取締役会と上級管理職の多様性が含まれますが、これらに限定されません。
- ii. 先住民の権利-先住民の権利に関する国連宣言の規定に準拠した方法での先住民の権利の検討と和解
- iii. 人権-国連ビジネスと人権に関する指導原則に従った人権の考慮
- iv. [クライアントが随時特定するその他の要因/付属書Aで指定]

目標とベンチマーク

例 1: SDI マニフェスト

本契約に基づく義務を遂行するにあたり、運用会社は運用資産の価値の少なくとも[50%]が持続可能な開発投資 (SDI) である投資[又は[1つ以上の特定のSDGsに貢献する投資]に投資されることを保証するものとします。

例 2: 炭素の削減

運用会社はポートフォリオを調整して、スコープ1、2及び3の排出量全体の絶対カーボン・フットプリントを[2030年]までに[50%]削減し、[2050年]までに正味ゼロのカーボン・フットプリントを達成するよう努めます。

除外

例 1: SDG への積極的貢献

本契約に基づく義務を遂行するにあたり、運用会社は、[SDGs/特定のSDGs]に貢献する製品及びサービスから収入の[50%]以上を生み出す企業に[のみ]投資するものとします。

例 2: 自然の搾取

本契約に基づく義務を遂行するにあたり、運用会社は、資源の搾取[国際自然保護連合 (IUCN) 保護地域I-IV内]に関連する企業をポートフォリオから除外するものとします。

例 3: ジェンダー不均衡の排除

運用会社は、取締役会に女性がいない会社をポートフォリオから除外し、[2030年]までに30%の女性が取締役会にいる発行会社のみでポートフォリオを構成するよう努めるものとします。

例 4: UN グローバル・コンパクト違反

運用会社は、[データ・プロバイダーの名前]で特定された国連グローバル・コンパクトの原則に違反していることが判明した企業をポートフォリオから除外するものとします。

評価及び見直し

運用会社は、[合意された頻度を挿入]すべての投資を見直し、SDIとしての資格を得るための継続的な適合性を判断するものとします。

4.3 : システミック・リスク

個々の投資に影響を与える特定のリスクだけでなく、アセット・オーナーは、ポートフォリオ全体の投資価値に影響を与える可能性のあるリスクを認識する必要があります。ポートフォリオの即時のボラティリティに影響を与えるリスクだけでなく、長期にわたる価値や投資、市場、経済のより広範な広がりにも影響を与える可能性のあるシステミック・リスクも含まれます。

システミック・リスクとは、金融システム又はその大部分を、個々の国、地域、又はグローバルのいずれかで、経済に重大な損害を与える可能性のある崩壊又は深刻な損害の現実的かつ差し迫った危険にさらすリスクです。

それらには、SDGsが取り組むことを目指す長期的な持続可能性に対する環境的及び社会的リスクの一部が含まれています。長期投資家は一般に、体系的な持続可能性の問題に非常にさらされており、それらから分散する能力が限られている可能性があります。スチュワードシップ活動を通じて影響を与えることができます。

直接投資は、投資家がシステミック リスクへの対処、市場の安定の維持及び SDGs の促進に貢献できる唯一の手段ではありません。ますます多くのアセット・オーナーと運用会社が、公共政策の議論やセクター別又は地域的な取り組みに積極的に参加しています。アセット・オーナーは、資産運用会社がそのような活動に積極的に参加するよう奨励するために、彼らのマニフェストを利用したいと考えるかもしれません。

一般契約条項

システミック・リスク: クライアントのポートフォリオ目標を達成するための主要なリスクは何かについて、資産運用会社とクライアントの理解を一致させます。

9条: 認識とモニタリング

運用会社は、クライアントの長期的な投資期間及びクライアントの受託者責任に関連するリスクを管理するために、長期的及びシステミックなリスク要因と市場の破綻を考慮する必要があることを認識しています。

運用会社は、関連する長期的及び体系的なリスクと市場の破綻に関連して、現在又は潜在的な投資を監視するためのプロセスを持つ必要があります。運用会社は、そのスタッフがこの監視プロセスを遵守する際に、そのような長期的な要因が投資リスク又は機会を生み出す程度を考慮することを含め、十分な注意と勤勉さを行って確保するものとします。

10条: 提唱

運用会社は、金融システムの安定性とクライアントの長期的な収益を脅かす可能性のある市場の破綻を修正するために必要なシステミック・リスクを管理及び軽減し、適切で目的に合った市場規制とインフラストラクチャを提唱する上で積極的な役割を果たすものとします。また、この点に関する自らの活動について、少なくとも[合意された頻度を挿入]クライアントに報告するものとします。

SDI関連の条項例

システミック・リスク

例 1: 気候関連の開示

運用会社は、[気候関連財務情報開示タスク フォース (TCFD) の最終勧告、又はその他の標準又はベスト・プラクティス] にコミットし、[合意された頻度を挿入] に、投資プロセスに気候関連リスクがどのように組み込まれているかの明確で比較可能な概要をクライアントに提供するものとします。

例 2: 生物多様性の喪失

運用会社は、環境の持続可能性を守る上での生物多様性と自然の健全性の重要性を認識しています。そうすることで、運用会社は[自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) 又はその他の標準又はベストプラクティス] にコミットし、[合意された頻度を挿入]クライアントに生物多様性の損失に関連するリスクがどのように組み込まれているかの明確で比較可能な概要をクライアントに提供するものとします。

公的政策

例 1: 提唱

運用会社は、SDGs に関する基準の開発と適用を改善するために、規制機関や基準設定者対話する機会を特定し活用するものとします [たとえば、TCFD や TNFD に関する開示]

例 2: 集団的対話

運用会社は、SDGs [又は特定の SDGs] に沿った影響を生み出すことを意図して、SDGsを推進し、政府当局及び基準設定機関と影響力を高めるための適切な集団的及び協働的な取り組みに参加するものとします。

4.4: 手数料体系と報酬

アセット・オーナーは、資産運用会社に支払われる手数料及び資産運用会社自身の報酬体系と文化が、アセット・オーナーの投資目的と適切に一致することを可能な限り確保したいと考えるかもしれません。

報酬体系

アセット・オーナーは、IMA を締結する前に、提案されている料金体系を明確に理解しておく必要があります。適切な料金体系の決定は、アセット・オーナーと運用会社間の交渉事項であり、契約で詳細に規定する必要があります。契約は以下をカバーする必要があります。

- **運用管理費** - これは、クライアントの資産の割合として(「従価」アプローチ); 相対的又は絶対的なベース、又はこれらのアプローチの組み合わせとして計算されるファンド・リターン比例で計算され、通常、固定額として設定されます。

アセット・オーナーは、管理手数料の対象となるサービスを明確にする必要があります。実務は、資産運用会社や個々の投資商品によって異なります。たとえば、一部の運用会社は、クライアントに代わってスチュワードシップ活動の費用を標準の管理報酬に含めますが、その他の場合、これらは追加の手数料又は料金の対象となる場合があります。

- **パフォーマンス・フィー** (もしあれば) - たとえば、クライアントへの返品、又は契約で指定された目標又は基準 (持続可能性及びスチュワードシップに関連するものを含む) の達成に基づいています。

報酬

アセット・オーナーはまた、資産運用会社の報酬体系が彼ら自身及びその受益者の利益と一致していること及び投資判断を下す責任を負う運用会社のスタッフが過度のレベルのリスクを負ったり、過度に短期リターンに集中することを奨励するものではないことを再確認する必要があります。

アセット・オーナーは、デュー・ディリジェンス過程の一環として、報酬ポリシーと体系及び個々のファンド・マネジャーが利用できるその他のインセンティブに関する情報を運用会社に要求し、それらがアセット・オーナーの投資目的に適合しているかどうかを評価する必要があります。

付属書 A 運用会社の報酬に対するアプローチに関する情報を求めるためのガイダンスが含まれています

一般契約条項案

報酬の透明性: 資産運用会社により提供される役務の報酬体系の透明性が確保されること

11条: 情報開示

運用会社は、運用会社がこれらの料金に対して提供する特定のサービスの詳細、追加料金が発生するサービス又は状況、クライアントが責任を負う可能性のあるコスト及び費用、パフォーマンス料金が支払われるために運用会社が満たす必要がある基準を含む料金体系に関する情報をクライアントに開示するものとします。

[注: これは一般的な「すべてを網羅する」条項であり、投資運用契約に含まれる、又は添付されるべき、より詳細な料金表に代わるものではありません]

利益の整合: 報酬体系が資産運用会社の利益と個別のファンド・マネジャーの利益がクライアントの利益と適切に整合する事が必要です。

12条: 整合性

運用会社は、そのスタッフの報酬及びインセンティブの方針と構造が、クライアントの利益及びポートフォリオの投資期間と適切に一致するようにします。運用会社は、これがどのように行われるか、及びそのインセンティブ構造がバランスの取れた長期的なリスク調整済み投資収益を生み出すのに適切であることを保証するために取られたその他の措置を開示するものとします。

ICGN グローバル・スチュワードシップ原則(2020)



投資家は、投資ポートフォリオに含まれる企業を監視し、投資対象の新しい企業を評価する際に、注意を払う必要があります(原則 3)。

投資家は、受益者に代わって価値を維持又は向上させることを目的として、投資先企業と対話する必要があります。対話の成果を高めるため、他の投資家と協働する準備ができていなければなりません(原則 4)。

議決権を持つ投資家は、受益者又は顧客の利益のために、ポートフォリオ全体に十分な注意、勤勉さ及び判断を適用して、保有する株式に議決権行使し、情報に基づいた独立した行使判断を行うよう努めるべきです(原則 5)。

5.1 : スチュワードシップ責任の行使

個々の企業レベルでは、投資家によるスチュワードシップは、高水準のコーポレート ガバナンスを促進するのに役立ちます。持続可能な価値創造に貢献します。投資家レベルでは、スチュワードシップには、責任投資アプローチの一環として、長期的な価値を維持及び向上させることが含まれます。より広い文脈では、スチュワードシップは全体的な金融市場の安定性と経済成長を高め、長期的な価値の創造に焦点を当てることで、スチュワードシップは経済、環境、社会の持続可能な利益に直接結びついています。

アセット・オーナーにとって、投資した資産の積極的な所有者になることで、長期的な投資価値を生み出すことができます。これらのメリットは、株式や債券のポートフォリオを通じて保有される企業や、土地・建物やインフラのマンデートを通じて保有される不動産など、資産クラス全体で発生する可能性があります。

アセット・オーナーの中には、この活動を自分で行う人もいますが、多くのアセット・オーナーは、スチュワードシップのすべての側面を実施する自身の能力は限られています。その場合、投資マンデートとは別にこの仕事を引き受ける専門会社と契約する人もいますが、ほとんどは、これが資産運用のプロセスの一部であると期待しています。

この点に関して、アセット・オーナーは、可能な限り、スチュワードシップを行使するための資産運用会社のアプローチが、アセット・オーナーの投資戦略、方針及び適切な期間にわたる目的と完全に一致することを確保することを目指すべきです。彼らはまた、運用会社が期待されるレベルと品質の監視と関与を引き受ける能力を持っていることを確認する必要があります。

- ・ **付属書 A** には、資産運用会社のアプローチと、アセット・オーナーが自らのニーズに喜んで対応できる運用会社を特定するために取得しようとする可能性のある能力に関する情報の一部がリストされています。

一部のアセット・オーナーは、スチュワードシップ活動の焦点とすべきと考える最も重要な問題を特定したいと考えるかもしれません。これを行う最も簡単な方法は、責任投資方針又は投資ガイドラインを参照することですが、アセット・オーナーは、個々のマンデートについて、より詳細な目的又は指示を指定することを希望する場合があります。これは、SDI マンデートに特に適している可能性があります。

これは、これらの特定の要件を契約に組み込むか、別の付属書又はサイドレターを介して追加することによって行うことができます。後者のアプローチの利点は、アセット・オーナーの目的又は優先事項が変更された場合に修正が容易になることです。

- ・ **条項案 1 セクション 4.1** は、マンデートに固有のスチュワードシップの目的又はガイドラインをカバーするように適合させることができます。

資産運用会社はまた、顧客が選択したときに行使される所有権と権限(株主総会での議決権行使や売却の決定など)、指定されたポリシーに沿って行使されなければならない所有権と権限、クライアントによるもの及びクライアントの承認が必要なものを明確にする必要があります。顧客の指示が必要な場合、IMA は、運用会社がいつアセット・オーナーに懸念を通知する必要があるかを判断するための基準と、そのための手順を設定する必要があります。

アセット・オーナーの投資目的を促進する方法は、投資先企業とのエンゲージメントと議決権行使だけではありません。ますます多くのアセット・オーナーと運用会社が、公共政策の議論への参加をスチュワードシップの重要な要素と考えています。多くの企業は、セクター別又は地域別のイニシアチブにも参加して、自分たちだけで達成できるよりも大きな影響を与えています。アセット・オーナーは、そのような活動への参加が投資目的の達成を支援するのであれば、運用会社にそのような活動への参加を奨励するために、その権限を利用したいと考えるかもしれません。

- ・ ガイダンスのセクション 4.3 には、資産運用会社がシステミック・リスクに対処することを意図した活動に参加することを確保する為の条項草案(条項 10) が含まれています。アセット・オーナーは、その条項の草案を修正して、ポリシーと目的をより広く扱うことを検討したいと考えるかもしれません。あるいは、より広義の文言の草案条項がこのセクションに含まれています。

アセット・オーナーは、資産運用会社がアセット・オーナーに代わってスチュワードシップの義務をどのように遂行しているかを確実に監視できるようにしたい場合もあります。運用会社がクライアントに報告する頻度と形式は、IMA 又は IMA に追加された別のスケジュール又はサイドレターで特定されるべきです。

- ・ **セクション 6.5 と付録 B** には、報告の頻度と内容に関するガイダンスが含まれています。

ガイダンスのセクション 4.4 に記載されているように、スチュワードシップ サービスは必ずしも常に資産運用会社の標準料金に含まれているわけではありません。そうでない場合、IMA は、料金の対象となるサービスと対象外のサービス、及び対象とならないサービスの金銭的取り決めを指定する必要があります。

一般契約条項

スチュワードシップの実務: スチュワードシップの観点から優れた慣行を遵守することを資産運用会社に求めます。

条項 13: モニタリング

代替案 1:

運用会社は、付属書A [及び/又は B] に定められたポリシーと基準に従って、[被投資会社/原ファンド/原資産] の運用を監視し、影響を与えるために、状況に応じて適切な活動に従事するものとします。この場合、そのような活動が運用会社によってそのような有価証券又は資産又はポートフォリオの価値を全体として高め、クライアントの利益を最大化するため可能性が高いと見なされています。その際、運用会社は、ICGN グローバル スチュワードシップ原則 [及び関連する各国のスチュワードシップ・コード] の原則を遵守することを約束します。

代替案 2:

運用会社は、[投資先企業/原ファンド/原資産]の経営陣に対し、その[又はクライアントの]責任投資ポリシー[及び/又は付属書Bに規定された基準]を遵守し、彼らが引き起こしている、又は彼らのビジネス関係を通じて直接関連しているマイナスの影響を防止、軽減、及び是正するよう一貫して奨励するものとします。

対話: 運用会社に集団的対話に参加するよう奨励します。

14条: 集団的対話

運用会社は、[投資先企業/原ファンド/原資産]の管理者との集団的かつ協働的な対話の取り組みに参加するものとします。その場合、それが[又はクライアントの]責任投資ポリシー[及び/又はスケジュール B に定められた基準]の遵守を達成するための最も効果的な手段であると見なされます。

株主権: どの所有権と権限が資産運用会社の手にあり、どれがクライアントによって保持されているかを明確にする。この種の条項の必要性は、運用会社へのスチュワードシップ活動の委任の程度によって異なります。

15条: 対話

クライアントは、ポートフォリオに保有されている資産に関して以下の権利を保持します [該当する場合は削除]:

- ・ 議決権行使
- ・ 対案の提示
- ・ 株主提案の提出
- ・ 貸株のリコール
- ・ 特別監査の要求
- ・ 株主総会への出席

- ・ 臨時株主総会の招集
- ・ 集団訴訟、派生訴訟、グループ訴訟に参加又は開始する

運用会社は、ポートフォリオに保有されている資産に関して以下の権利を行使する権限を付与されています [該当する場合は削除]:

- ・ 議決権行使
- ・ 対案の提示
- ・ 株主提案の提出
- ・ 貸株のリコール
- ・ 特別監査の要求
- ・ 株主総会への出席
- ・ 臨時株主総会の招集
- ・ 集団訴訟、派生訴訟、グループ訴訟に参加又は開始する。

運用会社は、これらの権利の一部を行使することが適切である可能性がある状況をクライアントに提起することを約束します。

異常な懸念事項: 特定の投資に関する重大な懸念をクライアントに警告するよう資産運用会社に要求します。

16条: 通知

投資又は投資先企業のパフォーマンス、活動、又は行動について重大な懸念がある場合[当該企業との対話を通じて解決できない]、運用会社はクライアントに[即時又は指定された期間内に]通知するものとします。運用会社は、経営陣に反対する投票、対話、集団的対話、株主提案の提出、臨時総会の招集、売却、訴訟、又はそれらの組み合わせを含む可能性のある救済策について、クライアントに積極的に通知するものとします。

SDI関連の条項例

対話

例 1: SDIsの特定

運用会社は、すべての [被投資企業 [又は投資] [持続可能な開発投資 (SDI) として特定したもの] に関与しなければなりません。もしクライアントがポートフォリオ全体よりこれらの投資の対話を優先することを希望する場合 [例えば限られた資源を最大限に活用する]、目的の持続可能性の結果が達成される可能性が高いかどうかを評価し、その評価について少なくとも [合意された頻度を挿入] クライアントに報告するものとします。

例 2: リスクを評価する

本契約に基づく義務を遂行するにあたり、運用会社は、17の持続可能な開発目標 [又は特定の SDGs] に関連する重大なリスクを特定するために年次評価を実施するものとします。評価は、運用会社が関与する [被投資会社又は投資] を特定するために使用されるものとします。対話の目的は、SDGs に関する投資のパフォーマンスを向上させることです。対話には、改善には時間がかかる可能性があることを認識して、達成すべき目標とマイルストーンを含めるものとします。運用会社は、評価と活動について、少なくとも [合意された頻度を挿入] でクライアントに報告するものとします。

テーマの例

例 1: ネット・ゼロへの移行

運用会社は、ポートフォリオ企業 [又は投資先] と積極的に対話を行い、[バリューチェーン全体の温室効果ガス (GHG) 排出量を削減し、2050年までに正味ゼロ排出に移行 [− 又はその他の指定されたSDGの成果] するための措置を講じます。

運用会社は、少なくとも [合意された頻度を挿入] で、その対話活動についてクライアントに報告するものとします。進行中の対話と完了済みの対話の両方に関し詳述します。

- i. 対話のために企業が選択され、優先順位が付けられた理由
- ii. 対話の目的 [気候関連] は何か
- iii. どのような対話方法が使用されたか
- iv. 対話後に達成されたSDGパフォーマンスの改善

例 2: 人権

運用会社は、関連する場合、以下を含む人権に関する国際原則及び基準への支持を公に表明するものとします。

- 国連世界人権宣言
- 国際労働機関の労働基準
- ビジネスと人権に関する国連指導原則
- 国連グローバル・コンパクト
- 多国籍企業のためのOECD ガイドライン

運用会社は、ハード・ロー及びソフト・ローに従って、投資先企業の人権問題の管理について対話するものとします。運用会社は、負の結果を防止又は軽減するために、投資先又は政策立案者との対話を通じて、特定された問題及び取られた措置について、少なくとも [合意された頻度を挿入] クライアントに報告するものとします。

投資家の協働

例 1: 集团的対話

運用会社は、影響力を活用し、[指定されたSDGの成果] に関連して望ましい対話の成果についてコンセンサスを提供するために、他の投資家と協力する機会を特定して利用するものとし、少なくとも [合意された頻度を挿入] についてクライアントに報告するものとします。

- i. 参加したコラボレーション
- ii. それらの協働で果たした役割
- iii. 対話した企業
- iv. 実施された対話の成果

5.2 : 議決権行使と監視

一部のアセット・オーナーは、議決権を維持し、直接又は代理人を通じて議決権行使することを好みます。一部の投資家は、資産運用会社に議決権行使の責任を委任することを好みますが、アセット・オーナーの責任投資方針及び/又は議決権行使ガイドラインに従って行使することを期待しています。また、議決権行使の決定を資産運用会社に完全に委任する場合もあります。たとえば、アセット・オーナーが合同運用ファンドに投資している場合など、一部の委任については、これが資産運用会社によって提供される唯一のオプションであることがよくありますが、一部の運用会社は現在、より多くの議決権行使の選択肢を提供しています。アプローチが何であれ、IMA で指定する必要があります。

運用会社が、アセット・オーナーに代わって議決権行使する際に資産運用会社自身の議決権行使方針及びガイドラインに従うように資産運用会社に指示するつもりである場合、アセット・オーナーは、運用会社の方針が自身の方針及び理念と一致していることを確認する必要があります。これは、選任プロセスの一部として評価する必要があります。

- 付属書 Aは、資産運用会社の議決権行使の方針、ガイドライン、及び選択プロセス中に求められる可能性のある実務慣行に関する情報のリストです。

議決権が運用会社に委任される場合、アセット・オーナーは監督を行使できることを確認する必要があります。このような場合、IMAは、資産運用会社がクライアントに報告する頻度と形式、及び運用会社がクライアントのポリシーに従って投票するように指示されているかどうかを指定する必要があります。

セクション 6.5 及び付属書 B: 資産運用会社による報告に関するガイドランスを含みます。

多くの資産運用会社は、議決権行使の推奨事項の提供を受けたり、代わりに議決権を行使させるために、議決権行使アドバイザーを雇います。このような状況では、アセット・オーナーは、これらの第三者が推奨を行う際に、合意されたポリシーの適用が満足すべきものであることを望む場合があります。

- セクション 5.3 資産運用会社が対話する第三者の監督に関するガイドランスを含みます。

一般契約条項案

議決権行使の実行: 対象となる株式が議決権行使される基準を設定します

17条: 議決権行使の裁量

代替案 1 [クライアント又はその代理人が議決権行使]:

運用会社は、クライアント又はその指定代理人がポートフォリオ投資に付随する議決権の行使を指示できるようにするものとします。[運用会社は、議決権行使日の [X] 日前に、クライアントに議決権行使書と行使の推奨 (要求された場合) を提供するものとします]。

代替案 2 [運用会社がクライアントのガイドラインにより行使]:

運用会社は、付属書[A又はD]に添付しているように、クライアントが表明した議決権行使ガイドラインに従って、ポートフォリオ投資に付随する議決権の行使を実施するものとします。

スケジュール D - 責任投資ポリシーに含まれていないクライアントの議決権行使ガイドライン (付属書A - パート 4.1 を参照)

代替案 3 [議決権行使は運用会社に委任]:

運用会社は、運用会社の議決権行使ポリシー及びクライアントが承認した特定のガイドラインに従って、クライアントに代わってポートフォリオ投資に付随するすべての議決権の行使を実施するものとします。

[運用会社のポリシーを適用しないオプションが存在する場合: クライアントは、[X 日間] の事前の書面による通知により、特定の会社、問題、又は期間について議決権行使の決定を行う運用会社の権限を取り消す権利を留保します。運用会社は、そのようなクライアントの議決権行使決定の実施を促進するために最善を尽くすものとします]。

18条: 利益相反

運用会社は、議決権行使に関連する利益相反を管理するための適切な文書化されたポリシーを整備するものとし、その詳細はクライアントと共有されるものとします。

顧客への報告: 資産運用会社がどのように議決権を行使したかについてクライアントに報告する方法を確立する (権限は運用会社にある場合)。

19条: 報告内容

運用会社は、前報告期間に顧客に代わっていかに議決権行使したかについて、[合意した頻度を挿入] を顧客に報告するものとします。これには以下が含まれます。

- 運用会社が議決権行使した総会の数又は割合に関する情報
- 賛成行使と反対行使の分析
- 大口の保有株において論議となった議決権行使の詳細
- クライアント (又は運用会社自身) の議決権行使ポリシーに反して行使した議案の詳細とその理由
- 運用会社又は関連会社が契約関係又はその他の重要な金銭的利益を有する会社に関係するすべての議決権行使の詳細

SDI関連の条項例

議決権と監視

例 1: 議決権行使

運用会社は、その職務を遂行する際に、SDGsが議決権行使ガイドラインにおいてどのように伝達されるか [又はクライアントの議決権行使ポリシーを適用した方法] をクライアントに開示するものとします。運用会社はまた、SDGsをサポートする方法で議決権行使が行われた実際の事例 [合意された頻度を挿入] を少なくとも開示するものとします。

例 2: 議決権行使方針外の決議案

[クライアント/運用会社] の議決権行使方針で明示的にカバーされていない重要な SDGの懸念を提起する議案の場合、運用会社は、議決権を行使する前にクライアントに相談するものとします。

5.3 : 資産運用会社の 第三者の監督

多くの資産運用会社は、マネジメント履行の支援を得るために第三者と契約を結んでいます。場合によっては、これは純粋に調査やアドバイスを獲得するためのものですが、他の場合には、スチュワードシップ活動の委任が含まれる場合があります（たとえば、議決権行使の実行やエンゲージメント・オーバーレイ・サービス）。

再委任活動は、資産運用会社とそのクライアントとの間の契約条件が満たされていることを保証するという資産運用会社の契約上及び/又は受託者責任を軽減するものではなく、受託者責任を果たすアセット・オーナーの能力に悪影響を与えてはなりません。

投資又は管理タスクの委任及び再委任は、資産運用会社のクライアントへの重要な情報の流れを減らしたり、適正なサービスの基準を危うくしたりしてはなりません。

IMA は、資産運用会社が委任されたすべての活動に対して責任を負い続けること、そのような活動が合意された投資アプローチ及び方針と一致する方法で実行されていること、及びどのような保証が提供されるかを説明できることを明確にする必要があります。運用会社がそのような活動の必要な監視を行っていることをクライアントに伝えます。

アセット・オーナーは、資産運用会社がどの程度の機能を第三者に委任しているか、及び選定プロセスの一環としてそれらの機能のパフォーマンスをどのように監督しているかについても情報を求めるべきです。

- 付属書 A には、第三者の使用に関してアセット・オーナーが取得する必要がある情報に関するより詳細な情報が含まれています。

一般契約条項案

情報開示: 資産運用会社が採用している第三者サービスを明らかにし、これらのサービスの提供が顧客の投資及びスチュワードシップの利益と一致していることを確認します。

20条: 責任

運用会社は、第三者に委任したすべての活動について、クライアントに対して引き続き責任を負います。

運用会社が本契約で指定された活動のいずれかを第三者に委任する場合、それらが確実に実施されるように[付属書A及び/又は D] に設定されたクライアント [又は運用会社の] 責任投資ポリシー [及び/又は議決権行使ポリシー] と一致する方法で関連するガイドラインを設定するものとします。

運用会社は、第三者がこれらのガイドラインを遵守していることを確認し、[少なくとも年 1 回] どの第三者が関与しているか、及びそのガイドラインがどのように実施されているかをクライアントに報告するものとします。

ポリシーの整合性: 資産運用会社が議決権行使助言会社又はその他の第三者の議決権行使ポリシーを使用する場合、このポリシーがクライアントの利益と一致していることを確認します。

21条: 一貫性

運用会社が議決権行使助言会社又はその他の第三者の議決権行使方針を適用しようとする場合、運用会社は、そのような方針が顧客 [又は運用会社の] 責任投資方針 [及び/又は議決権行使方針] と一致していること、またそう考える理由を確認し、顧客に説明するものとします。

5.4 : 株券等貸借取引

株券等貸借取引（貸株とも呼ばれます）は、買い戻し権を条件として顧客の株式を貸与する慣行です。多くの場合、この活動は顧客の管理下にありますが、株式貸付プログラムが資産運用会社の手に乗られることもあります。これは、合同運用の場合に特に当てはまりません。

どちらのアプローチが適用されるにせよ、両当事者が関連情報にアクセスできるようにすることが重要です。これには、現在のポジションの詳細と獲得した手数料の透明性が含まれる必要があります。

特にスチュワードシップ責任を果たすために、両当事者は、特定の時期にどの株式が貸出の対象となるかを決定するために使用されるポリシー又は基準に同意する必要があります。アセット・オーナーの中には、貸株をまったく行わないことを好む人もいれば、その使用を制限する基準 - 例えば、議決権が付与された株式は、議決権行使期間中に貸与することができない事の設定を好む人もいます。

貸株が許可されている場合、アセット・オーナーと運用会社は、一方又はいずれかの当事者が貸株のリコールをトリガーできる根拠について合意する必要がある場合があります。そうして、当事者がスチュワードシップの権利を完全に行使できるようにします（例えば、株式に付随する議決権を行使できるようにします）。

ICGN 貸株に関するガイドンスは、貸株取引に関与する様々な当事者の責任と、主要な貸し手、貸付代理人、及び借り手の優良な慣行を定めています。

一般契約条項案

範囲と責任: 貸株が許可される範囲を指定します。どの当事者が特定の時点での貸株のレベルとそれらのポジションに責任を持つか、貸株ポジションを確認できるか、スチュワードシップと議決権の目的で貸し出された証券を回収する権限を持つかを明確にします。

貸株が許されない場合

22条: 限度

書面による別段の合意がない限り、運用会社は、ポートフォリオ内の資産に関連して、貸株、借株、レポ又はリバース・レポの取り決めを行わないものとします。

貸株が許される場合

23条: ポリシー

代替案 1 [貸株が運用会社によって実施されるべき時]:

運用会社は、クライアントに貸株に関するポリシーを開示するものとします。このポリシーは、クライアントによって採用された特定のポリシー [及び/又はICGN貸株に関するガイドンス]と一致するものとし、投資先企業に関する議決権を行使することのみを目的として、又は主たる目的として株式を貸与してはならないことを述べています。

運用会社とクライアントの間で随時合意されている場合を除き、運用会社は、第三者の投資及びその他の資産に貸与するための取り決めを締結し、又は、ポートフォリオに保有されている投資及びその他の資産の所有権を証明する所有権又は証明書の文書を貸与できます。運用会社は、付属書Eに記載されている基準に基づいて、貸付中のポートフォリオ投資のリストをクライアントがいつでも利用できるようにすることに同意します。

[スケジュール E - 関連する貸出中の在庫切れについて、運用会社がクライアントに報告する、又はクライアントが運用会社に報告するための形式]

運用会社は、クライアント又はその代理人が、貸与してはならない投資又は貸与中直ちにリコールすべき資産のリストを随時提供する場合があることに同意します。これらのリストされた投資又は資産に対して新たな貸し出しが行われることはなく、通知が行われるとすぐにリコールがトリガーされます。

運用会社は、ポートフォリオの価値を保護し、システムック・リスク又は他のリスクへのエクスポージャーを最小限に抑えるために、個々の投資又は資産のクラスを貸付活動から随時除外することをクライアントに推奨する必要があるかどうかを検討するものとします。

運用会社は、少なくとも [合意された期間を挿入] (a)議決権行使のためにリコールされた持ち株について、そのような行使がどのように行われたか、(b)貸株され運用会社により行使されなかった持ち株について明記して報告するものとします。[クライアントが提出した株主提案や優先課題に関連する議決権行使など、重要なクライアントの行使課題を特定する]

代替案 2 [貸株がクライアント又はその代理人によって実施される場合]:

運用会社は、ポートフォリオへの投資、所有権の文書、又はかかる投資の所有権を証明する証明書を第三者に貸与するよう手配してはなりません。

クライアントは、付属書Eに記載された基準に基づいて、いつでも貸付中のポートフォリオ投資のリストを運用会社が利用できるようにすることに同意します。

クライアントは、ポートフォリオの価値を保護するために、個々の投資、資産、又は投資、資産のクラスを貸付活動から随時除外する必要があるという運用会社からの推奨事項を考慮することを約束します。

SDI関連条項案

貸株

例 1: リコール契約

持続可能な開発投資 [及び/また又は指定されたSDGsに関連する関心を高めると特定された投資] で保有されている株式は、いかなる状況でも [又はクライアントの明示的な同意なしに - 運用会社が貸付を行う場合] 貸し出されないか、議決権行使の目的で常にリコールされるものとします。

ICGNグローバル・スチュワードシップ原則(2020)



投資家は、各国の規制要件及びICGNグローバル・スチュワードシップ原則の目的との一貫性及び受益者又は顧客の受託者としての役割を果たす能力を確保するために、自身のガバナンス実務を常に見直しておく必要があります。(原則 1)

投資家は、自らのスチュワードシップの方針と活動を公に開示し、その義務の効果的な遂行について十分な説明責任を負うために、それらがどのように実施されたかについて受益者又は顧客に報告する必要があります。(原則 7)

6.1 : 文化と能力

資産運用会社の構造、リソース、ガバナンス及び統制システムは、顧客の投資目的を推進し、その利益を効果的に表出する能力、手腕及び意欲に影響を与える可能性があります。アセット・オーナーは、任命を行う前に、デュー・デリジェンス・プロセスの一環として、運用会社の文化と能力について再確認を求めるとをお勧めします。

多くのアセット・オーナーは、たとえば次のようなことについて再確認を求め場合があります。

- ・ スチュワードシップに投入するリソースの規模と性質
- ・ 取締役会及びその他のガバナンス構造の有効性
- ・ 多様性と包摂性等のポリシー及びこれらが経営幹部と就業者の構成にどのように反映されているか
- ・ リスク管理及び内部統制システムの有効性
- ・ 職業専門的なレベル
- ・ 報酬の方針と構成
- ・ 付属書 A には、デュー・デリジェンス・プロセスの一環としてアセット・オーナーが運用会社の文化と能力を評価する方法に関するガイドランスが含まれています。
- ・ セクション 4.4 には、資産運用会社の報酬方針とアセット・オーナーの投資目的の整合性に関する条項草案が含まれます。

アセット・オーナーはまた、マンドート期間中、継続的なモニタリングが適切であるか考えるかもしれません。クライアントは、任命時の状況に基づいて資産運用会社を採用することを決定しますが、その後、人事、所有権、投資アプローチ、財務状況などアセット・オーナーの運用会社が適切な選択をするかの評価に影響を与える特定の重要な変更が発生する可能性があります。利益の適切な調整を確実にするためには、そのような変更をクライアントに速やかに通知する必要があります。

- ・ 付属書 B には、アセット・オーナーが委任期間中に資産運用会社の文化と能力を監視するために要求できる情報に関するガイドランスが含まれています。

一般契約条項案

職業専門的レベル: 資産運用会社に職業専門的なレベルとその他の関連するベスト・プラクティスを求めます。

24条: ベスト・プラクティス

運用会社は、本契約に基づく義務を履行する際に、関連する業界のベスト・プラクティス [具体的には付属書Bで特定された基準] を考慮するものとします。運用会社は、[CFA 協会の資産運用会社職業行動規範又は同等の職業基準] の開示要件を満たすものとします。

情報開示: 資産運用会社の構造、投資アプローチ、又はガバナンスに変更があった場合、迅速かつ完全な開示を要求します。

25条: タイムリーな情報

関連するイベントを認識してから[合意された期間を挿入]以内に、運用会社はクライアントに次のことを通知するものとします。

- ・ 運用会社、その主要スタッフ、契約に基づいて割り当てられたスタッフ又はファンドに対する当局調査又は法的手続き
- ・ 運用会社の事業構造又は所有権の大幅な変更
- ・ 顧客が投資するファンドの主要スタッフ、取締役会構成又はメンバーシップの変更
- ・ 監査人、管理者、カストディアン又はプライム・ブローカーを含む運用会社/ファンドのアドバイザー又はサービス プロバイダーに対する重要な変更
- ・ クライアントの投資がファンドの [X%] を超えた場合
- ・ 責任投資アプローチ、又は投資期間にわたるリスク選好を含むがこれらに限定されない投資アプローチの重大な変更

事業継続性: 資産運用会社の事業継続性に関する証拠を入手します。

26条: 管理アカウント

代替案 1 [運用会社が公開会社の場合]: 運用会社は、公開後すぐに管理アカウントをクライアントに提供するものとします。

代替案 2 [運用会社が非公開会社の場合]: 運用会社は、クライアントにその管理アカウントを毎年提供するものとします。

SDI関連の条項例

文化と能力

例 1: 監督

運用会社は、SDIの適切な上級レベルの監督があり、SDGsとSDIIに挑戦し、洞察を提供する能力を確保するのに十分な社内の持続可能性関連の専門知識と経験を持っていることを確認し、監督の取り決めと関連するクライアントへの専門知識の詳細を開示するものとします。

例 2: 人的資源

運用会社は、SDIとその基盤となるSDGsについて、社内で意識を高め、専門知識を向上させるものとします。主導するスタッフは、そのような職務を遂行するための適切なスキルと経験を持ち、主導する組織との関係を確立し、SDI、SDGs及び関連トピックに焦点を当てたイベントに参加するための十分なリソースにアクセスできる必要があります。

運用会社は、専任スタッフが資産クラス全体の主要な投資担当者、上級管理職及び必要に応じて取締役会にアクセスできるようにするものとします。

一般契約条項案

リスク管理: 資産運用会社のリスク管理及び内部統制フレームワークの有効性に関する保証を提供します。

27条: 運用会社の表明

運用会社は、クライアントがこの契約を締結するための重要な誘因としてのリスク管理能力に関して運用会社の表明に依存していることを認めます。運用会社は、持続可能性及びシステミックな懸念に関連するものを含め、付属書Fに記載されているリスク管理実務を確実にするものとし、これは、本契約に基づく運用会社の継続的な義務に組み込まれ、その一部になります。

付属書 F - 運用会社のリスク管理実務に関する叙述

28条: 保証

運用会社は、クライアントが保証を得ることができるように、クライアントによるスタッフとシステムへのアクセスを容易にします。これにより、運用会社がポートフォリオの価値とクライアントの利益に影響を与える可能性のあるあらゆるリスクに公平に対処するために適切なリスク管理フレームワークとプロセスを実施していることを継続的に確認します。

6.2 : リスク管理

このガイダンスの文脈では、「リスク管理」とは、投資ポートフォリオの管理で行われる個々のリスク評価ではなく、資産運用会社とその活動の全範囲にわたってリスクを管理する方法を指します。

投資アプローチに内在するリスクの管理に失敗した資産運用会社は、長期にわたってクライアントのために効果的に機能することはありません。アセット・オーナーは、管理されるリスクの幅と管理の有効性について保証を求める必要があります。

したがって、資産運用会社のリスク管理能力と実務の評価は、運用会社を任命する前のデュー・デリジェンス・プロセスの一部である必要があります。デュー・デリジェンス・プロセス中に提示される運用会社からの書面による表明は、IMAに組み込むか、添付する必要があります。さらに、アセット・オーナーは、デュー・デリジェンス・プロセス中に観察されたリスク管理の質が維持及び強化されることを保証するために、継続的なリスク管理を評価する継続的な権利を確実に持つことを望む場合があります。

- ・ 付属書 A には、資産運用会社のリスク管理能力を評価するためのガイダンスが含まれています。

6.3 : 利益相反

利益相反は、資産運用会社が顧客の利益のために明確に行動する能力又は意欲を損なう可能性があります。アセット・オーナーは、運用会社とそのような利益相反を特定、検討、管理するための適切なプロセスを持っていることを確信する必要があります。

例には以下が含まれます:

- ・ 資産運用会社は全体として、明らかな顧客関係の利益相反を抱えています。たとえば、資産運用会社は、株式や債券を保有している会社に重要な製品やサービスを提供しています。
- ・ 資産運用会社の上級スタッフは、資産運用会社が株式又は債券を保有している会社で役職を果たします。
- ・ 資産運用会社のスチュワードシップ担当者は、株式又は債券を保有している会社の関連する人と個人的な関係を持っています。
- ・ 異なるクライアントの利益が異なる状況-たとえば、あるクライアントの1グループが買収標的企業として公開され、他のグループが買収者として公開される状況
- ・ 資産運用会社とそのクライアントのスチュワードシップ・ポリシーには違いがあります。

IMAは、資産運用会社が利益相反を識別及び管理するために使用するフレームワークへの知見をクライアントに提供し、関連する利益相反が前の期間にどのように効果的に管理されたかについての透明性あるレポートを確保する必要があります。

セクション 6.5 及び 付属書 B は、資産運用会社による報告のガイダンスを含みます。

一般契約条項案

利益相反: 資産運用会社が、実効的な利益相反ポリシーを制定し、それが実質的に変更、破棄された場合にはクライアントに直ちに報告します。

29条: 利益相反

運用会社は、利益相反に関する方針を確立し、維持するものとします。このポリシーの現在のバージョンは、付属書Gに追加されます。運用会社は、このポリシーの重要な修正及び放棄をそのような事態発生[合意された期間を挿入]内に、クライアントに随時通知するものとします。

付属書 G - 運用会社の利益相反ポリシー

30条: 特定と管理

運用会社は、クライアントに対する運用会社の義務との相反又はクライアントの利益を損なう重大なリスクを効果的に特定及び管理するように、このポリシーに準拠していることを確保するものとします。運用会社は、利益相反に関する方針に基づく取り決めが特定の相反を管理するのに十分であると考えない場合、当事者がどのように進めるかについて合意できるように、利益相反の性質をクライアントに通知するものとします。

31条: 見直し

運用会社は、同じ個人又は個人のグループによって管理されている他のマニフェストとの潜在的な利益相反が、内部のリスク及びコンプライアンス・チームによって見直し及び監視されていることを確認するものとします。

アセット・オーナーは、ステewardシップ義務とシステミック・リスクへのエクスポージャーを持つ長期投資家の利益に沿った研究開発及び/又は持続可能な開発投資アプローチの追求においてバランスの取れた方法でコミッション支払いの割り当てに対処するマニフェストを望む場合があります。

アセット・オーナーは、契約条件により、クライアントの資金から直接的又は間接的に支払われるコミッションの支払いと構造が、それらのクライアントの利益のためだけに行われ、短期及び長期のクライアントの利益の適切なバランスを反映することを保証することを望む場合があります。そしてアセット・オーナーが、これが当てはまるかどうかを独自に評価できるよう透明性をもってアセット・オーナーの要請に応じて開示されます。

カウンター・パーティのリスクが効果的に監視及び管理されていないポートフォリオからは、大きな価値が失われる可能性があります。アセット・オーナーは、このリスクが効果的に管理されていることを理解したいと思い、また、カウンター・パーティのエクスポージャーの透明性を確保し、これにより、すべてのポートフォリオにわたってそのようなリスクを集約及び評価したいと希望するかも知れません。

一般契約条項案

透明性: クライアントの資金から支払われるコミッションの支払いと構成は専らクライアントの利益の為だけに行われ、透明性をもって開示されます。

32条: デュー・デリジェンス

運用会社は、本契約に従って任命され、クライアントに代わって関連する条件に同意するすべてのディーラー及びブローカーの選択と使用において、誠意を持って、デュー・デリジェンスと注意を払って行動するものとします。運用会社がクライアントの利益のために行った支払いが適切であるかどうかを積極的に検討し、要求された場合は支払いの詳細をクライアントに開示するものとします。

33条: 透明性

運用会社のトレーディングの取り決め及びブローカーの選択に関する方針は、付属書Hとして開示されます。ポートフォリオの取引を実施する際、運用会社は常にこの方針を遵守し、[関連する規制当局の]規則に基づき最善の執行に関する適用される義務を遵守するものとします。運用会社はまた、[関連する規制当局の]規則に基づくソフト・コミッションに関する該当する要件を遵守するものとします。

[付属書 H - 運用会社のカウンター・パーティ選択の方針]

コミッション: 研究調査に関するコミッションの支払いはクライアントの長期と短期利益の適切なバランスを反映すべきです。

6.4 : コミッションと取引相手

資産運用会社の顧客が直面する主要なコストの1つは手数料です。ソフト・コミッションやその他の慣行から生ずる資産運用会社への利益などの慣行が普及していることを考えると、この慣行から、クライアントが負担しているコストがそれらに見合った価値を生み出すことを完全に確信できるように、透明性が重要です。

多くのアセット・オーナーは、特定のコミッションを支払う研究調査が、資産運用会社が投資目的を達成するのに役立つ課題に焦点を当てているかどうかを理解したいと考えており、積極的にそれらを損なうことはありません。たとえば、主に短期に焦点を当てた研究調査は、ポートフォリオの解約又は長期的なリスク・エクスポージャーの生成に寄与する可能性があります。

34条: 配分

運用会社は、付属書Aに記載されているクライアントの投資方針に基づいて、ポートフォリオの管理に関連する長期的、持続可能性、システミックな投資又はリスクの問題に関する研究調査に手数料の支払いを割り当てるのがクライアントの利益になることを認識します。

カウンター・パーティ: カウンター・パーティのリスクは効果的に管理され、クライアントに透明であるべきです。

35条: デュー・デリジェンス

運用会社は、クライアントに事前に開示された手順に従って、カウンター・パーティの選択と利用において誠実かつ合理的なスキルと注意を払って行動するものとします。運用会社は、カウンター・パーティを継続的に監視し、デフォルト又は失敗のリスクが適切に管理されるように、いずれか1つのカウンター・パーティに対するポートフォリオの全体的なエクスポージャーを管理するものとします。

36条: 残高

運用会社は、[合意された期間を挿入]に基づいて、[期間]中に使用されたカウンター・パーティの範囲、各カウンター・パーティへの最大及び平均エクスポージャー、及び[期間]の終了時にあるエクスポージャーをクライアントに開示するものとします。そのような開示は決して運用会社の義務の行使の放棄又は同意を構成しません。

SDI関連の条項例

コミッション

運用会社は、研究に割り当てられたポートフォリオ手数料の少なくとも[X]%が、[長期的な持続可能性とシステミック・リスクの問題-又は特定のSDGs]の強化された分析評価を反映する質の高い研究調査を取得するために支払われることを保証するものとします。運用会社は、研究調査費について少なくとも[合意された頻度を挿入]報告するものとします。

6.5 : 資産運用会社のクライアントへの報告

アセット・オーナーは、運用会社が代わって運用する投資を含め、投資がどのように管理されているかについて、顧客及び受益者に責任を負うという受託者責任を負っています。アセット・オーナーは、クライアントと受益者に定期的に報告する必要があると、一部のアセット・オーナーは、そうするための詳細な法令規制の対象となります。

資産運用会社からクライアントや受益者に報告する情報を入手するだけでなく、アセット・オーナーとそのアドバイザーは、運用会社のパフォーマンスを評価できるようにする情報の入手も目指す必要があります。資産の運用実績に関する情報だけでなく、アセット・オーナーは、合意された投資管理及びスチュワードシップのポリシーとガイドラインが適用されていること及び達成された影響についての確信を得たい場合があります。

したがって、資産運用会社がクライアントに提供する情報は、マンドートの開始時に合意されることが重要です。委任期間中に求められる情報が変化する可能性が高いため、これをIMA自体ではなく、IMAに添付された付属書又はサイドレターに記載すると、より簡単になる可能性があります。これが、以下の条項案で採用されているアプローチです。

- **付属書B**は、クライアントの報告に適切な基盤を提供する可能性のあるグローバル及び地域の報告フレームワークを特定します。一部の法域では、資産運用会社から顧客に報告するためのガイダンスと推奨テンプレートが利用可能です。その他のリンクは、ICGNのWebサイトで入手できます。

資産運用会社とクライアントは、情報が提供される頻度と形式についても合意する必要があります。これも、付属書又はサイドレターで指定する必要があります。多くの場合 この情報のうち、年次報告で十分である可能性があります。議決権行使記録など、四半期又は半年ごとの報告がより適切な特定の情報項目がある場合があります。

多くのアセット・オーナーは、投資目的やスチュワードシップの期待に関連し、自分自身の報告要件を遵守するのに役立つ追加情報を求めることもあります。この情報の正確な性質は、合意されたパフォーマンス指標、アセット・オーナーの責任投資方針、承認された第三者基準、及び彼ら自身の報告義務などの要因によって異なります。

このガイダンスの条項案でカバーされておらず、資産運用会社のクライアントへの標準的な定期報告書にも含まれていない追加情報は、IMAで指定するか、それが不可能な場合(たとえば、マンドートが合同運用ファンドに対するものであるため)に指定する必要があります。付録又はサイドレターで運用会社と合意します。

- **付属書 B**には、アセット・オーナーが運用会社から定期的に受け取りたいと考える可能性のあるさまざまな種類の情報の実例が含まれています。

一般契約条項案

情報開示と報告: 資産運用会社が関連する開示基準並びに報告フレームワークを遵守しているというコミットメントを確立します。

37条: 法令遵守

投資商品について説明し、クライアントに報告する際、運用会社は、**CFA協会の投資商品に関するグローバルESG開示基準**に準拠しているかどうかを述べます。

また、運用会社は、[TCFDなどの特定の報告基準及び/又は付属書Bで指定されているその他の関連する報告基準及び指標のいずれかをリストする]に従ってクライアントに報告するものとします。

情報アクセス: 資産運用会社がクライアントの報告義務に対応するため情報を確実に提供します。

38条: 合理的な要請

クライアントは[法律及び/又はスチュワードシップ・コードの名前を挿入][及び/又は責任投資原則の署名者として]に基づく義務の履行を支援するように合理的に要求する場合があります、運用会社は、そのような情報をクライアントに商業的に合理的に提供する努力を行う事に同意します。

情報の範囲: クライアントが資産運用会社から受け取る事を期待する特定の情報を設定します。

39条: 様式、頻度及び内容

運用会社とクライアントは、クライアントへの運用会社のレポートの形式、頻度、及び内容に同意するものとします。この報告は、本契約及びその付属書とスケジュールで言及されているすべての投資とスチュワードシップの目的とガイドライン及び本契約によって運用会社に委任又は移譲されたすべての活動に言及し、含める必要があります。このようなレポートの形式は、付属書Jに記載されています。

[付属書 J - 運用会社のクライアントへの報告内容]

SDI関連の条項例

資産運用会社のクライアントへの報告

他の場所で規定されている報告要件に加えて、運用会社は、以下を含む関連する[合意された報告期間]報告の終了後[x]営業日以内に準備するものとします。

- i. 運用会社が持続可能性の要素と結果[又は特定のSDGs]をその調査及び意思決定プロセスにどのように組み込んだかについての説明(前回の報告期間以降の変更を含む)。
- ii. 報告期間中の投資先企業とのSDG関連の対話の詳細及びそのような対話の結果。
- iii. 運用会社の投資先企業での重要なSDG関連の議決権行使の詳細、議決権行使結果の詳細を含む

[指定された報告フレームワーク]に沿った[全て、又は指定されたSDGs]に関連する測定可能なパフォーマンス指標

以下は、この文書のすべての一般条項草案が IMA に組み込まれた場合にアセット・オーナーが受け取ることを期待する情報の要約です。アセット・オーナーは、付属書又はサイドレターで指定された必須情報のリストにこれらを含めることを希望する場合もあれば、契約自体の条項に依拠することに満足する場合があります。

本ガイダンスの第 4 部から第 6 部の条項草案に従って資産運用会社が提供する情報

注：以下にリストされている項目は、ガイダンスで前に強調された項目に基づいています。アセット・オーナーが受け取りたい可能性があるその他の情報の例は、付属書 B に記載されている場合があります。

- 運用会社が合意した投資方針と基準をどのように適用したか（セクション 4.1）
- ポートフォリオの回転率。回転率が合意された範囲を超えた場合の説明（セクション 4.2）
- 運用会社が、システミック・リスクを管理及び軽減するために必要、適切かつ目的に合った市場規制及びインフラストラクチャをどのように提唱したか（セクション 4.3）。
- 運用会社がこれらの料金に対して提供する特定のサービスの詳細、追加料金が発生するサービス又は状況、クライアントが責任を負うコストと費用、及び運用会社の料金体系に関する情報、履行手数料が支払われるために運用会社が満たすべき基準（セクション 4.4）。
- 運用会社は、従業員の報酬及びインセンティブのポリシーと構造が、クライアントの利益及びポートフォリオの投資期間と適切に一致することをどのように確保したか（セクション 4.4）。
- 運用会社が合意されたステewardシップの目的を運用会社がどのように実施したか、活動の有効性の証拠を含む（セクション 5.1）。
- 運用会社がクライアントに代わって以下を含み議決権行使した方法
 - 運用会社が議決権行使した総会の数又は割合に関する情報。
 - 賛成行使と反対行使分析。
 - 重要な持ち株における論議のある議決権行使の詳細。
 - クライアント（又は運用会社自身）の議決権行使ポリシーに反して行使した議案の詳細とその理由。
 - 運用会社又は関連会社が契約関係又はその他の重要な金銭的利益関係を有する会社に関するすべての行使の詳細（セクション 5.2）。
- 第三者への活動の監視に関する運用会社のガイドライン、対話した第三者の詳細、及びガイドラインがどのように適用されたか（セクション 5.3）。
- 運用会社が議決権行使助言会社又はその他の第三者の議決権行使ポリシーを適用している場合、それが適切であると考えられる理由の説明（セクション 5.3）。

- 貸株が許可されている場合、貸与された株式からの収益と、(a) 議決権行使のために呼び戻された保有株式、特にどのように行使されたか (b) 貸付中の保有株式のうち、特定の主題を含む事項について運用会社によって行使されなかった保有株式（セクション 5.4）。
- 以下の詳細について
 - 運用会社、その主要スタッフ、契約に基づいて任命されたスタッフ、又はファンドに対する規制当局の調査又は法的手続き。
 - 運用会社の事業構成又は所有権の重要な変更。
 - クライアントが投資するファンドの主要なスタッフ、取締役会構成又はメンバーシップの変更。
 - 監査人、管理者、カストディアン、プライム ブローカーを含む運用会社/ファンドのアドバイザー又はサービス・プロバイダーに対する重要な変更。
 - クライアントの投資がファンドの [X%] を超えた場合；
 - 責任投資アプローチ、又は投資期間にわたるリスク選好を含むがこれらに限定されない投資アプローチの重大な変更。（セクション 6.1）；
- 運用会社の管理アカウントのコピー（セクション 6.1）。
- 運用会社のリスク管理システムの有効性の証拠（セクション 6.2）。
- 運用会社の利益相反に関するポリシーの重大な修正及び放棄に関する情報（セクション 6.3）。
- コミッション ポリシーに基づいて運用会社が行った支払い、特にポリシーからの逸脱したものを特筆（セクション 6.4）。
- 合意された期間中に運用会社が使用したカウンター・パーティの範囲、各カウンター・パーティへの最大及び平均エクスポージャー、及び期間終了時に存在するエクスポージャー（セクション 6.4）。

付属書 A: 提案依頼書 (RFPS) 及びデュー・デリジェンス

この付録は 2 つの部分で構成されています。1 つ目は、アセット・オーナーが提案依頼書 (RFP) に含めることを検討して、潜在的な資産運用会社は、求められているマンドートの種類と持続可能性とステewardシップに関する具体的な期待を理解する必要があります。

2 つ目は、アセット・オーナーが資産運用会社の適合性を評価するために運用会社に要求する可能性のある情報を特定します。

これらは、資産運用会社の選択プロセス中に提供及び検索されるべきすべての情報の包括的なリストではありません。これは、持続可能性とステewardシップに関連する情報を具体的に扱っており、RFP 又はデュー・デリジェンスの質問で通常カバーされるすべての項目ではありません。これらのリストのすべての項目がすべてのマンドートに関連するわけではありません。

この付属書で言及されている原則と基準及びその他の有用なリソースへのリンクは、[ICGN website](#)で見つけることができます。

第1部: アセット・オーナーにより提供される情報

この情報は、関連する場合は RFP に含めるか、添付する必要がある、その事により、提案を準備する前に、アセット・オーナーのニーズを理解することができます。マンドートの性質と関連する資産クラスに応じて、マンドートには以下が含まれる場合があります。

マンドートの仕様

- 特定の期間における期待収益率/範囲。
- 流動性とキャッシュ生成要件。
- ポートフォリオの設計 - たとえば、単一の投資又は特定の市場におけるポートフォリオの最大割合、資産クラスの組み合わせ (複数の資産クラスのマンドートの場合)。
- ポートフォリオ回転率 - 最小及び最大回転率。
- 一般的な制限又は除外 - たとえば、賠償責任又は当局規制要件に関連するもの。
- 資産クラス固有の考慮事項 - 固定利付債券のデフレーション等。
- ベンチマークとパフォーマンス測定。
- 料金体系 - たとえば、料金体系の少なくとも一部の要素は長期的なパフォーマンスに関連付ける必要があるという声明。
- カウンター・パーティの利用に関するポリシー。
- 報告に関する期待 - アセット・オーナーは、どのような情報をどのような頻度で受け取ることを期待していますか?

サステナビリティ

RFP自身の中に:

- マンドートの性質 - たとえば、それは SDI なのかインパクト マンドートなのか?
- 資産配分に関する期待事項 - たとえば、SDG のテーマ/優先事項、又は SDI に配分される最小割合。
- マテリアリティへのアプローチ。
- サステナビリティ固有のベンチマークとパフォーマンス指標。
- 関連する原則と基準への参照 (以下の例)。
- サステナビリティ報告の期待 - **付属書 B** を参照。

RFPに付属すべきもの:

- アセット・オーナーの投資ガイドライン及び/又は責任投資方針
- 除外リスト又はスクリーニング基準 (該当する場合)

原則と基準

言及される可能性ある認知された原則と基準には以下が含まれる

- ICGNグローバル・ステewardシップ原則
- 国連持続的開発目標 (SDGs)
- 責任投資原則 (PRI)
- 国連グローバル・コンパクト
- 国連ビジネス及び人権に関する指導原則
- 国連先住民族の権利に関するガイドライン
- PAII ネット・ゼロ・アセット・オーナー・コミットメント
- OECD 多国籍企業ガイドライン
- 国際資本市場協会 (ICMA): グリーンボンド原則

報告のフレームワークと数値については**付属書B**を参照

スチュワードシップ

投資/責任投資ポリシーは、スチュワードシップ機能を資産運用会社に委託し、それらの機能を監督するスチュワードシップの委任に関するアセット・オーナーのポリシーを定めることができます。そうでない場合は、以下に関連する要件を RFP に追加することを検討してください。

RFP自身の中に:

- ・ モニタリングとエンゲージメントの優先事項 - これには、責任投資方針におけるインパクトのテーマや優先事項が含まれる場合がありますが、役員報酬や取締役会の構成などの特定のガバナンス項目も含まれる場合があります。
- ・ 公共政策と提唱の優先事項と期待。
- ・ 議決権行使 - 資産運用会社に委任するかどうか、委任する場合は、アセット・オーナーの議決権行使ポリシーに従って投票することが期待されるかどうかを述べます。委任された場合、アセット・オーナーが議決権行使の決定について相談を受けることが想定される状況を指定します。
- ・ 関連する国際的、国家、又は業界の原則と基準 (以下の例)
- ・ 貸株に関するアセット・オーナーの方針
- ・ スチュワードシップ報告の期待 - 付属書 B を参照

RFPIに付属して:

- ・ 議決権行使ポリシー及びガイドライン (該当する場合)

原則及び基準

認知されている原則及び基準の例として言及されるものには以下が含まれる:

- ・ ICGNグローバル・スチュワードシップ原則
- ・ ICGNグローバル・ガバナンス原則
- ・ ICGN貸株に関するベスト・プラクティス・コード (2016)
- ・ 関連する各国のスチュワードシップ・コード
- ・ 関連する各国の業界コード (例えば、英国のPLSA スチュワードシップ・ガイドライン及び議決権行使ガイドライン)
- ・ CFA協会: グローバル 投資商品ESG開示基準
- ・ 法人リミテッド・パートナーシップ協会(ILPA): 原則3.0 (プライベート・エクイティ)
- ・ オルタナティブ投資基準理事会 (SBAI):オルタナティブ投資基準

第2部: 資産運用会社から求められる情報

この情報は、アセット・オーナーが運用会社のマニフェストへの適合性を評価できるように、該当する場合、すべての潜在的な資産運用会社に要求する必要があります。これは、求める必要があるすべての情報の包括的なリストではなく、サステナビリティ、スチュワードシップ、運用会社自身のガバナンスに関連する可能性のある情報のみを扱います。

以下に記載されている情報に加えて、アセット・オーナーは、このタイプのマニフェストに関する資産運用会社の標準契約条件のコピーを要求して、モデル・マニフェストと比較し、2つの間の互換性のレベルを評価できるようにする必要があります。また、資産運用会社は、これらの標準条件を変更したり、要求する場合に標準条件に要件を追加したりする範囲がどの程度あるかについても質問される必要があります。

PRI は、さまざまな資産クラスとスチュワードシップのトピックをカバーする一連のより詳細な **ESG デュー・ディリジェンス質問状**を発行しています。これら及びその他の有用なガイダンスへのリンクは、**ICGN website**で見つけることができます。

サステナビリティ

尋ねられるべき質問:

- ・ サステナビリティに関する運用会社の投資原則は何ですか？
- ・ 運用会社は、持続可能性やその他の長期的要因を資産配分や個々の投資決定に統合するためにどのような基準とプロセスを使用していますか?運用会社が潜在的な投資を評価する際に使用する指標又は格付けは?
- ・ 運用会社は、持続可能性に関連するものを含め、重要な長期的リスクをどのように特定していますか?潜在的な持続可能性関連の機会をどのように特定しますか?
- ・ 運用会社はクライアント固有のガイドライン (除外リストやカスタマイズされたインデックスなど) を適用する意思がありますか?
- ・ 運用会社は、デリバティブ、保険商品 (CDSなど)、及びその他のシンセティック・エクスポージャー又はポジションにおいて、持続可能性を考慮していますか?
- ・ 投資後、運用会社は投資の持続可能性目標が達成されているかどうかをどのようにモニターしますか?
- ・ 運用会社の責任投資方針 (又は同等の方針) はどのくらいの頻度で見直されていますか?
- ・ 管理者は、ファンドへの投資の社会的及び環境的影響をどのように測定し、報告していますか?例を挙げてください。
- ・ 運用会社は ICGN メンバーですか?彼らは、ICGN ウェブサイトを通じて、ICGN グローバル スチュワードシップ原則を公に支持していますか?

- ・運用会社はPRIの署名者ですか。彼らは他の関連する国際的又は業界標準、ガイドライン、又は報告フレームワークにコミットしましたか？
- ・運用会社は、1つ以上のSDGsを促進することを目的とした投資家イニシアチブに積極的に参加していますか。

要求すべき書類:

- ・運用会社の責任投資方針/方針又は同等のもの。
- ・運用会社が投資全体及び/又はさまざまな資産クラスの持続可能性にどのように対処するかを説明するその他の文書-たとえば、投資事例を評価するためのテンプレート。
- ・持続可能性の要因が投資決定にどのように影響したかを示すケーススタディ。アセット・オーナーは、SDGs又は例が求められる結果を指定したいと思うかもしれません。
- ・運用会社の最新の年次責任投資レポート又は同等のもの及び/又は最近の対話と結果の要約(ポリシーが実際にどのように実施されたかの証拠を提供するため)。
- ・最新のPRI評価レポート(運用会社がPRI署名者の場合)。

スチュワードシップ

尋ねるべき質問:

- ・モニタリング、エンゲージメント、議決権行使などのスチュワードシップサービスは基本料金でカバーされますか、それとも別途支払う必要がありますか？もしそうなら、料金はいくらですか？
- ・スチュワードシップの責任は、運用会社の組織構成のどこにありますか？それが別のチームによって実行される場合、運用会社はどのようにして投資の運用を直接担当するチームとの統合を確実にしますか？
- ・スチュワードシップ専門の人員のレベルはどれくらいですか。ファンド、資産クラス、市場の間でどのように分けられますか？
- ・運用会社は、投資に対話又は介入する必要がある時期を決定するためにどのような基準を使用しますか？必要に応じて、このエンゲージメントをエスカレートするためのプロセスは何ですか？
- ・運用会社は、エンゲージメントと議決権行使に関連する利益相反を特定して管理するためにどのようなフレームワークを使用していますか？
- ・運用会社は、特に持続可能性の問題について発行会社と対話していますか？エンゲージメントの目的が体系的に追求され、それらに対する進捗状況を測定するために、運用会社はどのようなシステムを導入していますか？
- ・運用会社は、スチュワードシップ活動を第三者に委任又は契約しますか(たとえば、エンゲージメント又は議決権行使のアドバイスと実行)？もしそうなら、それに対してどのような監視を行いますか？
- ・株式以外の資産クラスの場合、そのスチュワードシップ活動はどのような形をとりますか？

- ・運用会社は、CFA協会の投資商品に関するグローバルESG開示基準を遵守していますか。
- ・関連する場合:運用会社はILPA原則(プライベートエクイティ)及び/又はSBAI基準(オルタナティブ投資)を順守していますか？
- ・関連する場合:運用会社は国のスチュワードシップ・コードに署名していますか？

要求すべき書類:

- ・責任投資方針に含まれていない場合、監視、対話、及びその他のスチュワードシップ機能に対する運用会社のアプローチ。1つ以上の国内スチュワードシップ・コードの署名者である運用会社は、コードをどのように適用するかについての声明でこの情報を開示することができます。
- ・運用会社のエンゲージメント活動に関する最新のデータ。これには、例えば、実施されたエンゲージメントの数を地域、主題、エンゲージメントのタイプ毎のデータ、及び/又は特定のエンゲージメントとその結果を説明するケーススタディが含まれる場合があります。
- ・運用会社の議決権行使ガイドライン。
- ・運用会社の議決権行使活動に関する最新のデータ。これには、例えば、運用会社が議決権行使した総会の割合、反対行使の割合を地域及び主題毎にしたもの及び事例に関するデータ、注目を集める議案へ運用会社が行った議決権行使の理由の説明が含まれる場合があります。
- ・議決権行使助言会社とエンゲージメント・オーバーレイ・サービスの選択と監視に関する運用会社のポリシー(該当する場合)。
- ・貸株に関する運用会社の方針。
- ・運用会社の利益相反に関する方針。

運用会社の文化と能力

尋ねるべき質問:

- ・運用会社の組織のどの機能が、持続可能性とスチュワードシップ活動の監視と実施に責任がありますか？
- ・投資を運用するチームの報酬体系はどのようなものですか。持続可能性とスチュワードシップのパフォーマンスはどのように反映されますか？どのようなインセンティブとKPIが使用されていますか？
- ・運用会社は、従業員が持続可能性とスチュワードシップの要素の関連性と重要性を理解及び特定できるように、トレーニング又はサポートを提供していますか。
- ・運用会社は、CFA協会の運用者の職業行動規範又は同等の職業基準を遵守していますか？
- ・運用会社はどのくらいの頻度で一般的なリスク監視の方針と手順を見直していますか？リスク監視機能は、投資決定を行う者とは独立して機能しますか？

- 運用会社はどのようにカウンター・パーティのリスクを監視し、そのようなリスクへのエクスポージャーを測定しますか？
- 運用会社は、過去[X]年間に、投資活動に関連する訴訟又はその他の法的又は規制上の調査又は懲戒処分に関与しましたか。

要求すべき書類:

- ・マンドートを担当するチームの報告ラインを含む、運用会社の内部組織の概要。
- マンドートに直接責任を負うスタッフと、持続可能性とステュワードシップに関連する分野横断的な責任を持つスタッフの詳細。
- 運用会社の多様性、公平性、包括性に関するポリシーと、就業者及び上級意思決定者の多様性に関するデータ。
- マクロ経済問題の調査を含む、運用会社の調査能力の構成と組織の詳細。
- 運用会社のリスク管理実務の要約。
- 関連するコンプライアンス・ポリシー、例えばマネー・ロンダリング防止。
- カウンター・パーティの選択と監視に関する運用会社の方針。
- クライアントへの運用会社の定期的(四半期及び年次)レポートの例。

この付属書には、資産運用会社からクライアントに提供される可能性のある情報の例示的なリストが含まれています。これらのレポートの内容と頻度は、クライアントと運用会社の間で合意され、投資運用契約で指定されている必要があります。報告は通常、要求された情報に応じて、年次、半年、又は四半期ごとに行われます。

付属書には、特定の状況が発生した場合(例えば、運用会社が投資について懸念を抱いている場合や利益相反がある場合)、通常の報告サイクル以外で資産運用会社が提供する必要のある情報は含まれていません。この種の報告は、投資運用契約で別途指定する必要があります。

付属書では、持続可能性とステュワードシップに関連する情報のみを扱います。このリストのすべての項目がすべての義務に関連するわけではありません。付属書では、適切と思われる既存のグローバル及び地域のレポート・フレームワークを特定します。このリストは包括的ではなく、一部の法域では、資産運用会社からクライアントに報告するためのガイダンス、及び推奨テンプレートが利用可能です。

ESG 開示基準

CFA協会の投資商品に関するグローバルESG開示基準は、資産運用会社が投資商品の目的、投資プロセス、及びステュワードシップ活動におけるESG問題の検討に関する情報をクライアントに伝達するための高レベルのフレームワークを提供します。

サステナビリティ

報告は、合意された報告フレームワーク、セクター及び/又は製品固有のSDI数値基準、及び投資運用契約又はその他のドキュメントで指定されているクライアントの投資目的に関連するターゲット又は数値基準を使用して提供する必要があります。

報告フレームワーク

認知された報告フレームワークには以下が含まれるかも知れません:

- 気候変動関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)
- 自然関連財務情報開示タスクフォース
- 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)
- バリュー・レポーティング・ファンデーション、統合報告フレームワーク及びセクター毎のSASB基準
- 気候変動開示基準委員会 (“CDSB”)
- グローバル・レポーティング・イニシアティブ、サステナビリティ報告基準 (“GRI”)
- EU: サステナブル・ファイナンス開示規則

- EU: 持続可能な活動のためのタクソノミー、国の報告要件(該当する場合)
- カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト
- ネット・ゼロ・アセットマネージャー・イニシアチブ
- ネット・ゼロ・アセットオーナー・アライアンス
- 法人リミテッド・パートナーシップ協会: Principles 3.0(プライベート・エクイティの場合)

SDI 数値基準

以下の数値基準例により報告されるかも知れません:

- GISD アライアンス・セクター別企業報告用SDG関連数値 基準
- SDI アセット・オーナー・プラットフォーム
- SASB 基準

スチュワードシップ

- 前のレポート期間における投資先企業との運用会社のエンゲージメント活動に関するレポート。これには、たとえば、実施されたエンゲージメントの数を地域、資産クラス、主題、及びエンゲージメントのタイプで割ったデータが含まれる場合があります。
- 特定のエンゲージメントとその結果を説明するケーススタディ。
- 運用会社が参加している集団的対話又は業界イニシアチブの要約、及び前の報告期間に行われた活動の要約。
- 議決権行使が運用会社に委任されている場合は、前のレポート期間にクライアントに代わってどのように議決権行使したかに関する情報。これには、次の情報が含まれている必要があります。
 - 運用会社が議決権行使した総会の数又は割合。
 - 賛成行使と反対行使の分析。
 - 運用会社がクライアント(又は運用会社自身)の議決権行使方針に反して行使した議案の詳細とその理由。
 - 要求された場合は、議決権行使記録を完成させます。
- 議決権行使のためにリコールされたすべての持ち株、及び貸し出されていて運用会社によって行使されなかった持ち株の詳細を含む、貸株に関するレポート(少なくともマニフェストで特定された優先事項をカバー)。

報告フレームワーク

認知されている報告フレームワークには以下が含まれるかもしれません:

- EU: 株主権利指令
- 各国のスチュワードシップ・コードに含まれる報告要件

資産運用会社の文化と能力

- 運用会社のガバナンス構成への重要な変更(主要な担当者の変更を含む)及び/又はポリシーについて報告します。
- 前のレポート期間中のクライアントの投資に関連する利益相反、及びそれらがどのように管理されたかについてレポートします。
- 前のレポート期間中の研究調査費に関するレポート。
- 前の報告期間中に使用されたカウンター・パーティの範囲、各カウンター・パーティへの最大及び平均エクスポージャー、及び期間終了時の既存のエクスポージャーに関するレポート。

資産運用会社: 個人や機関に代わって資産を管理し、クライアントに代わって投資決定を行うことを委託されている会社。

アセット・オーナー: 資産運用会社に管理を委託している基礎資産を所有する機関(年金基金、保険会社、公的機関、銀行、財団、基金、及び同族事務所)。

協働対話: 投資家のグループが集まって企業と対話する場合、多くの場合、環境、社会、ガバナンスの問題について、より多くの情報に基づいた建設的な対話を実施する目的で投資家が利益を得ることができます。

ダブル・マテリアリティ: 重要性(マテリアリティ)は2つの異なる観点から判断されるべきであるという概念。会社の発展、業績、地位への影響。そして、会社の活動が幅広い利害関係者に与える環境的及び社会的影響。この概念は、2つのタイプのマテリアリティの相互接続性を評価する必要があることも意味します。シングル・マテリアリティとダブル・マテリアリティの間のこの相互接続性は、「ダイナミック・マテリアリティ」と呼ばれることもあります。

除外リスト: このリストは、投資を除外する指定された金融商品や事業体を列挙し、資産運用会社がアセット・オーナーに代わって投資することは出来ず、アセット・オーナーの裁量で変更されます。このリストは、特定の業界、製品、サービスなどのカテゴリや特定の商品や事業体への投資を除外する為に使用されます。

投資先会社: 資産運用会社がクライアントに代わって投資することを選択した事業体。

投資運用契約(「IMA」): アセット・オーナーと資産運用会社の間関係における契約上の拘束力のある条項。

投資商品: 資産運用会社が管理するビークルで、投資家の資本を使用して、投資家の利益のために投資商品を購入、売却、及び保有します。これには、以下が含まれますが、これらに限定されません。

- ・ 投資会社、企業、信託、又は投資家が資本をプールしてまとめて投資できるようにするその他の手段(「合同運用ファンド」)。
- ・ 特定の保険ベースの投資商品や年金商品など、投資家と資産運用会社間の契約。
- ・ 投資家がリミテッド・パートナーであり、投資マネージャーがゼネラルパートナーであるリミテッド・パートナーシップ(特定のヘッジファンド、不動産ファンド、プライベート・エクイティ・ファンドなど)。
- ・ 個人所有の口座が運用されるための投資戦略。

資産運用会社が提供する、全体的又は部分的にサブ・アドバイスされたビークルは、運用会社がサブ・アドバイザーの選択について裁量権を持っている場合、その運用会社の投資商品と見なされます。

管理手数料: クライアントに代わって投資を管理するために資産運用会社に支払われる手数料。

有意義な対話: 各機関の上級代表者間の定期的な話し合い。アセット・オーナーと資産運用会社は、ポートフォリオの進展について積極的に互いに通知します。

成功報酬: たとえば、クライアントへのリターンに基づいて、又は投資運用契約で指定された目標又はベンチマークの達成に基づいて、指定された結果を達成する事により資産運用会社に支払われます。

合同運用ファンド: 投資の目的で個人投資家からの資産を集約する外部委託の投資ポートフォリオ。

ポートフォリオ: 株式、債券、商品、現金、現金同等物などへの金融投資の集合。

ポートフォリオ回転率: 特定の期間に、ファンド内の証券が資産運用会社によって購入又は売却される速さの尺度。

提案依頼書(「RFP」): 資産運用会社からの提案を招待するために使用される、資産プールの資産運用サービスを購入するアセット・オーナーの意図を概説する文書。RFPは通常、運用する資産の性質、サービスの提案された条件と期間、及びアセット・オーナーの投資目的を説明します。RFPには資産運用会社の能力と方針に関する情報を要求する別のデュー・デリジェンスの質問状が伴う場合があります。

責任投資方針: 投資決定とアクティブな保有に環境、社会、ガバナンス(ESG)の要素を組み込むための組織の戦略を盛り込んだ文書。組織の責任投資方針はさまざまな形をとることができます。これには、責任投資の考慮事項を組織の主要な投資方針に組み込むことが含まれる場合があります。また、単独の責任投資方針で構成することもできます。

リスク管理: 組織がリスクを特定、評価、及び管理するために使用するプロセス。条項案27及び28の文脈では、資産運用会社がどのように投資ポートフォリオの運用で行われる個々のリスク評価ではなく、その活動の全範囲にわたっていかにリスクを管理するかを指します。

スクリーニング: 潜在的な証券、発行者、投資、又はセクターのリストにフィルターを適用して、倫理観や価値観などの投資家の嗜好及び/又はリスク評価などの投資指標に基づいて投資を制御します。除外リストは「ネガティブ・スクリーニング」の一例です。

証券貸付(「貸株」とも呼ばれます): 株式、債券、又は現金の形で貸し手に担保を提供する第三者への証券の譲渡。借り手は貸し手にローンの料金を支払い、契約上、要求に応じて、又は合意されたローン期間の終了時に証券を返済する義務があります。

分離されたマニデート: 外部で管理される投資ポートフォリオで、投資家に代わって、投資家によって設定された投資マニデートに従って排他的に実行されます。

サイドレター: 元の契約を明確化、補足、又は変更する、投資運用契約に付随する文書。

スチュワードシップ活動: 投資家が所有又は運用し、投資目的を達成するために資産の価値を保護及び強化し、共通の経済、社会、ガバナンス及び環境資産の長期的価値を最適化するために投資家が行う個別又は共同の活動で、これらに顧客又は受益者のリターンと利益は依存しています。これらに限定されませんが例としては、現在及び潜在的な投資先企業との対話、株主総会での議決権行使、株主提案の提出; 政策当局や基準設定機関との対話、そして、必要に応じて、訴訟が含まれます。

スチュワードシップ・コード: 機関投資家(アセット・オーナー及び資産運用会社)に宛てたコードで、スチュワードシップを行使するための原則を定め、場合によっては、機関投資家が投資プロセス及びスチュワードシップのポリシーと実務に関する情報を公開することを要求します。現在、20を超える市場にコードがあります。すべてのコードのコピーは、ICGNウェブサイトのGlobal Stewardship Codes Networkページにあります。

持続可能な開発目標(「SDGs」): 国連によって発行された17の持続可能性に焦点を当てた目標。

持続可能な開発投資(「SDI」): SDGsを計測の標準として使用し、持続可能な開発に積極的に貢献する方法で資本を活用及び配分します。貢献は、製品、サービス及び/又は運用を通じて、又は資産クラス全体で、複数のセクター又はテーマで資金提供されたプロジェクトを通じて行うことができます。投資のプラスの貢献は、この投資の存続期間中の同じ投資からのマイナスの影響より重視すべきではありません。

システムック・リスク: 発生した場合、個々の部分の不良だけでなく、システム全体の不全につながるリスク。経済的な文脈では、この用語は金融システム全体(又は大部分)の崩壊のリスクを指します その) マクロ経済的、環境的、又は社会的要因により、経済に実際の即時の損害を与える可能性があります。

議決権行使方針: 資産運用会社がアセット・オーナーに代わって議決権を行使するためのフレームワークを定義する方針及び/又はガイドライン。合意された条件に応じて、資産運用会社又はアセット・オーナーのポリシー又はガイドラインのいずれかになります。後者の場合、それはアセット・オーナーの責任投資方針に統合される可能性があります



ICGN

International Corporate Governance Network
Inspiring good governance & stewardship

GISD Global Investors for Sustainable Development
Alliance

